

生活保護法
指定医療機関
指定介護機関の手引

平成28年度版

大分県福祉保健部
地域福祉推進室

目 次

I	生活保護制度の概要	1
II	医療扶助	7
1	医療機関の指定について	8
2	指定医療機関の義務	9
3	医療扶助について	10
(1)	医療扶助の内容	10
(2)	医療扶助の申請から決定まで	11
(3)	医療券の発行	13
(4)	医療扶助の継続	13
(5)	医療要否意見書の記載要領	13
(6)	要否判定基準	14
(7)	訪問看護の取扱い	14
(8)	診療報酬の請求手続き	14
(9)	調剤の給付	15
(10)	治療材料の取扱い	15
(11)	施術の取扱い	15
(12)	移送の取扱い	15
(13)	医療扶助と他法、他施策の関係	16
(14)	消費税の取扱い	16
4	福祉事務所への協力について	17
5	指導及び検査	18
III	介護扶助	19
1	介護機関の指定について	20
2	指定介護機関の義務	22
3	介護扶助について	24
(1)	介護扶助の内容	24
(2)	介護扶助の申請から決定まで	25
(3)	介護券の発行	27
(4)	介護扶助と障害者施策との関係	27
(5)	福祉用具購入と住宅改修について	33
4	指導及び検査	34
IV	関係法令条文	35
1	生活保護法（抄）	36
2	生活保護法施行令（抄）	42
3	生活保護法施行規則（抄）	45
4	指定医療機関医療担当規程	49
5	生活保護法第 52 条第 2 項の規定による診療方針及び診療報酬	51
6	厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養	52
7	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等	53
8	指定介護機関介護担当規程	56
9	生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬	57
V	関係団体（機関）名簿及び県内福祉事務所一覧	58
1	関係団体（機関）名簿	59
2	県内福祉事務所	59
VI	各種様式	60

I 生活保護制度の概要

I 生活保護制度の概要

生活保護制度は、生活に困窮するすべての国民が健康で文化的な生活水準を維持するために、困窮の程度に応じて保護を行い最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的とするものです。

(1) 生活保護法の原理及び原則

上記の目的を行うため、生活保護法には以下の原理及び原則が定められています。

① 無差別平等の原理

すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。(生活保護法(以下「法」といいます。)第2条)

② 最低生活の原理

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。(法第3条)

③ 保護の補足性の原理

(i) 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。(法第4条第1項)

(ii) 法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。(法第4条第2項)

(iii) 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。(法第4条第3項)

以上の原理について、法第5条は次のように定めています。

「前4条に規定するところは、この法律の基本原則であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてなされなければならない。」(「前4条」とは、法第1条から第4条までをいいます。)

④ 申請保護の原則

保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。

但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。(法第7条)

⑤ 基準及び程度の原則

(i) 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。(法第8条第1項)

(ii) 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに10分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。(法第8条第2項)

⑥ 必要即応の原則

保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。(法第9条)

⑦ 世帯単位の原則

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。(法第10条)

(2) 保護の種類

生活保護は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業及び葬祭の8種の扶助があり、その内容は右図のとおりです。

これらの決定と実施に関する事務は福祉事務所が行っています。(市部は市福祉事務所、郡部(町村)は県保健所地域福祉室)

生活扶助	衣、食など日常のくらしの費用
教育扶助	義務教育に必要な学用品代、給食費など
住宅扶助	家賃、間代、地代や家屋補修費など
医療扶助	医療を受けるための費用(現物支給)
介護扶助	介護を受けるための費用(現物支給)
出産扶助	出産に要する費用
生業扶助	生業に必要な技能の修得や就職のための
葬祭扶助	葬祭を行う費用

(3) 医療扶助、介護扶助について

医療扶助と介護扶助は生活保護法の中の扶助の1つであり、その実施は前述した生活保護の原理及び原則にのっとり行われることとなりますが、福祉事務所長が患者や要介護者又は要支援者（要保護者）を指定医療機関や指定介護機関に委託して診療や介護を行う方法（現物給付）をとっている点が、生活保護の他の扶助や保険医療制度又は介護保険制度とは異なる点です。

(4) 改正法施行（平成26年7月1日）にかかる指定医療機関の変更点について

改正法では、指定医療機関制度の見直しを行い、以下の点を変更されています。

① 指定医療機関の指定要件及び指定取消要件の明確化

ア 指定の要件

欠格事由（法第49条の2第2項各号）または指定除外要件（同条第3項各号）に該当する場合は指定しない。

（欠格事由の例）

- ・申請する医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき
- ・開設者が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・開設者が指定医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- ・開設者が指定の取消の処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

（指定除外要件の例）

- ・被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして、重ねて指導を受けたものであるとき。

イ 指定の取消要件（法第51条第2項各号）に該当する場合は指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止する。

（取消要件の例）

- ・指定医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局でなくなったとき。
- ・指定医療機関の開設者が禁固以上の刑に処せられたとき。
- ・指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があったとき。
- ・指定医療機関が、不正の手段により指定医療機関の指定を受けたとき。

② 指定医療機関の指定の有効期間（指定の更新制）の導入

ア 指定医療機関の指定の更新

指定医療機関の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。

（法第49条の3第1項）

※改正法施行以前に既に指定医療機関の指定を受けている場合には、改正法施行日（平成26年7月1日）に指定を受けたものとみなされます。ただし、この場合には、施行日（平成26年7月1日）から1年以内に指定申請を行う必要があります。（指定医療機関全て）

イ 指定の更新制度のみなし

指定医療機関のうち、指定医療機関の指定を受けた日から、おおむね当該開設者である医師若しくは薬剤師のみが診療や調剤しているもの又はその配偶者等のみが診療若しくは調剤に従事している場合には、その指定の効力を失う日前6ヶ月から同日前3ヶ月までに別段の申出がなければ、更新の申請があったものとみなされます。

※上記 アで指定申請を行う場合に、申請書に指定の更新制度のみなし対象である旨を記載してください。

（更新申請免除の具体例）

- ① 個人開設で、開設者（医師または薬剤師）のみが診療及び調剤を行っている。
- ② 個人開設で、開設者（医師または薬剤師）とその家族（同一世帯）のみで診療及び調剤を行っている。

(5) 改正法施行(平成26年7月1日)にかかる指定介護機関の変更点について

改正法では、指定介護機関制度の見直しを行い、以下の点が変更されています。

① 指定介護機関の指定要件及び指定取消要件の明確化

ア 指定の要件

新法第54条の2第4項で読み替えて準用する第49条の2第2項第1号を除く各号(欠格事由)のいずれかに該当する場合は指定しない。

(欠格事由の例)

- ・申請者又は管理者が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・申請者又は管理者が、指定介護機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- ・申請者又は管理者が、指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

イ 指定の取消要件

指定介護機関が、新法第54条の2第4項で読み替えて準用する第51条2第2項各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消し又は期間を定めてその指定の全部又は一部の効力を停止する。

(取消要件の例)

- ・指定介護機関の申請者又は管理者が、禁固以上の刑に処せられたとき。
- ・指定介護機関の介護報酬の請求に関し不正があったとき。
- ・指定介護機関が、不正の手段により指定介護機関の指定を受けたとき。

② 介護保険法の指定又は開設許可があったときの指定介護機関のみなし指定

ア 改正法施行(平成26年7月1日)以降に新たに介護保険法の事業所指定を受ける場合

- ・介護保険法の指定時に、生活保護法の指定も受けたものとみなされるため、新たに生活保護法による指定申請を行う必要はありません。
- ・この場合、生活保護による指定が不要な場合は、『申出書』の提出により、のみなし指定を行わないことができます。
- ・事業所の名称等に変更があった場合や事業所を休止する場合、再開する場合には、それぞれ『変更届』、『休止届』、『再開届』を管轄の福祉事務所(生活保護担当)に提出する必要があります。
- ・介護保険法による廃止や取消があった場合には、生活保護法による指定の廃止及び取消も自動的に行われます。(届出不要)

イ 改正法施行(平成26年7月1日)前に、既に生活保護法による指定介護機関の指定を受けている場合

- ・新制度のみなし指定対象ではなく、従来の指定のまま変更はありません。
- ・事業所の名称等に変更があった場合や事業所の休止、再開及び廃止を行う場合には、それぞれ『変更届』、『休止届』、『再開届』、『廃止届』を管内の福祉事務所(生活保護担当)に提出する必要があります。

ウ 改正法施行(平成26年7月1日)前に、介護保険法による事業所指定は受けているが、生活保護法による指定介護機関の指定を受けていない場合

- ・新制度のみなし指定対象ではないため、新たに指定を受けるためには指定申請が必要となります。

(6) 改正法施行(平成26年7月1日)にかかる指定助産機関及び指定施術機関の変更点について

① 指定助産機関及び指定施術機関の指定要件及び指定取消要件の明確化

ア 指定の要件

欠格事由及び指定除外要件(法第55条第2項)に該当する場合は指定しない。

(欠格事由の例)

- ・申請者が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくまるまでの者であるとき。
- ・申請者が、指定助産機関又は指定施術機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- ・申請者が、指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(指定除外要件の例)

- ・被保護者の助産又は施術について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

イ 指定の取消要件(法第55条第2項)に該当する場合は指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止する。

(取消要件の例)

- ・指定助産機関又は指定施術機関の開設者が、禁固以上の刑に処せられたとき。
- ・指定助産機関又は指定施術機関の開設者が、不正の手段により指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けたとき。

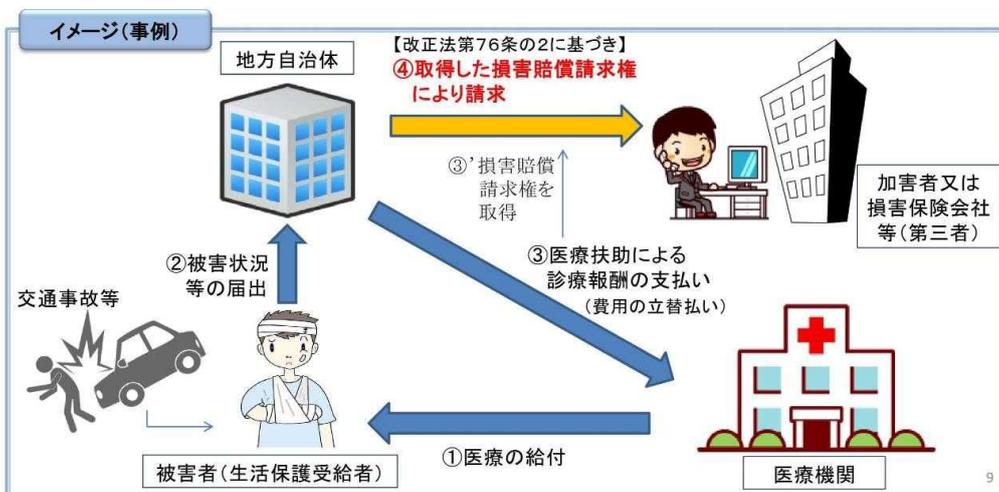
② はり師及びきゅう師の指定制度の導入

はり師及びきゅう師については、これまで登録制度でしたが、改正法施行(平成26年7月1日)に伴い、指定制度となったため、改正法施行前に、登録を受けていたか否かにかかわらず、新たに指定申請を受ける必要があります。(法第55条第1項)

(7) 損害賠償請求権について

被保護者の医療扶助又は介護扶助を受けた事由が第三者の行為によって生じたときは、福祉事務所は、その支弁した保護費の限度において、被保護者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得します。

【施行期日：平成26年7月1日】



(8) 病床数が200床以上の指定医療機関の受診について

平成28年4月1日から、被保護者が病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床に係るものに限る。）の数が200以上である指定医療機関を受診する場合は、以下の場合に限られますので留意願います。

- ①他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合
- ②緊急その他やむを得ない事情がある場合
- ③地域において病床の数が200以上である指定医療機関のみが特定の診療科を標榜しており、当該診療科への受診が必要である場合
- ④①～③の他、個別の事情を考慮し、囑託医に協議の上で病床の数が200以上である指定医療機関への受診が必要であると判断される場合

※特に④については、被保護者や医療機関から事前に相談があった場合に、福祉事務所が受診の必要性を判断します。

II 医療扶助

1 医療機関の指定について

(1) 指定医療機関

生活保護法による医療を担当する機関として、県知事（政令指定都市及び中核市は市長）が指定した病院、診療所、薬局等のことです。（国が開設した医療機関については、厚生労働大臣が指定します。）

(2) 指定医療機関の申請手続

新たに指定を受けようとする医療機関は、指定申請書正副2通を所在地を管轄する福祉事務所に提出してください。（申請書は福祉事務所に備えています。また県庁ホームページにも掲載しています。）

(3) 指定基準

指定の申請があった場合、次の基準により指定します。

原則として、医療機関が次に掲げる指定等を受けていること。

- ① 健康保険法第65条第1項又は同法第88条第1項の規定による指定
- ② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2に規定する内容の医療を行う医療機関にあっては、同法第38条第1項の規定による指定

なお、生活保護法による指定取消しを受けた医療機関は、取消の日から原則として5年以上経過しなくてはなりません。

(4) 指定の通知

知事は医療機関を指定したときは、県報に告示するとともに申請者（医療機関等）に指定書を送付します。

(5) 指定医療機関制度の見直し等

多くの医療機関では適正な診療が行われている一方、一部で生じている医療機関の不正事案については、厳正な対応が必要であることから、指定医療機関制度の見直しを行うとともに、指導体制を強化することとしています。

【施行期日：平成26年7月1日】

<改正①> 指定医療機関制度の見直し

- 指定医療機関の指定要件及び指定取消要件を明確化。（法第49条の2、第51条）
 - ・ 指定要件： 保険医療機関であること、指定の取消から5年を経過していないこと、取消処分前に指定辞退がなされて5年を経過していないこと、
 - ・ 取消要件： 保険医療機関でなくなったとき、診療報酬の請求に関し不正があったとき等
- 指定医療機関の指定の有効期間（現在は無期限）について、6年間の有効期間（更新制）を導入。（法第49条の3）
 - ・ 更新制の対象は病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等（介護機関、助産師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師は対象外）
 - ・ 負担軽減の観点から、一部の診療所等について更新申請を不要とする。（概ね開設者である医師及び薬剤師が診療や調剤を行っている場合やその配偶者等のみで診療や調剤を行っている場合。）
- 指定医療機関又は保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応。
 - ・ 保険医療機関の指定取消 → 指定医療機関の指定取消が可能。（法第51条）
 - ・ 指定医療機関の指定取消 → 都道府県知事は、保険医療機関の指定取消要件に該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働大臣（地方厚生局長）に通知しなければならない。（法第83条の2）
- 過去の不正にも対処できるよう、健康保険の取扱いを参考に、現在対象となっていない指定医療機関の管理者であった者についても報告徴収や検査等の対象とする。（法第54条）等

※ 施行に伴う経過措置

- ・ 旧法により指定を受けている病院、診療所、薬局、介護機関、助産師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、医師または歯科医師は、施行日において改正法による指定があったものとみなす。（附則第5条第1項、4項、第6条、第7条） ※はり師、きゅう師については新たに指定が必要。
- ・ みなし指定を受けた病院、診療所、薬局は、施行日から1年以内（厚生労働省令で定める期間内）に法第49条の申請をしなければ、指定の効力を失う。（附則第5条第2項）

<改正②> 指定医療機関への指導体制の強化

- 国（地方厚生局）による指導等も実施できるようにする。（法第50条、第84条の4）
- 各地方厚生局に指定医療機関に対する指導等を行う専門の職員を配置する。（運用）

2 指定医療機関の義務

生活保護法による指定を受けた医療機関は、次の事項を守ってください。

(1) 医療担当について

- ① 福祉事務所長から委託を受けた患者について懇切丁寧にその医療を担当すること。（法第50条）
- ② 指定医療機関医療担当規程の規程に従うこと。
- ③ 指定医療機関の診療方針は、国民健康保険の例により、医療を担当すること。（法第52条第1項）

(2) 診療報酬について

- ① 患者について行った医療に対する報酬は、国民健康保険の診療報酬に基づき、請求手続により要求すること。（法第52条第1項）
- ② 診療内容及び診療報酬の請求について知事（中核市の場合は市長。この項、以下同じ）の審査を受けること。（法第53条第1項）
- ③ 知事の行う診療報酬額の決定に従うこと。（法第53条第2項）

(3) 指導等について

- ① 患者の医療について知事の行う指導に従うこと。（法第50条第2項）
- ② 診療内容及び診療報酬請求の適否に関する知事の報告命令に従うこと。（法第54条第1項）
- ③ 知事が当該職員に行わせる立入検査を受けること。（法第54条第1項）

(4) 届出について

指定医療機関は、届出事項に変更が生じた場合は、届出をすみやかに行わなければならない。（届出事項については以下を参照してください。）

届出は、正副2通を指定医療機関等の所在地を管轄する福祉事務所に提出することとなっています。（届書は福祉事務所に備え付けています。また県庁ホームページにも掲載しています。）

また、改正法施行（平成26年7月1日）に伴い、6年間の更新制度が導入されましたので、今後は、保険医療機関の更新申請と同様に生活保護の指定更新申請も行ってください。（更新申請の不要な一部診療所、介護機関、助産師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師を除く。）

指定後の届出事項

以下のような場合には必ず届け出て下さい。

届出を要する事項	届出の種類	届出先
① 医療機関の名称を変更したとき ② 医療機関の所在地表示が、町村合併又は地番整理などにより変更したとき ③ 開設者の改名であり、開設主体の実質的変更を伴わないもの ※勤務医師や管理者の変更などは原則として届出をする必要はありません	変更届	指定を受ける場合と同じです
① 医療機関を休止しようとするとき	休止届	
① 休止された指定医療機関を再開したとき	再開届	
① 病院、診療所等の所在地を移転したとき ② 医療機関の開設者が死亡又は失踪の宣告を受けたとき ③ 病院、診療所等の開設者を変更したとき ④ ④医療機関を廃止したとき ※①、③の場合は、同時に新規申請が必要となります。	廃止届	
① 生活保護法による指定を辞退しようとするとき （この場合30日以上予告期間が必要です）	辞退届	

3 医療扶助について

(1) 医療扶助の内容

医療給付の範囲

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料
- ③ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑥ 移送

(法第15条)

診療方針および診療報酬

指定医療機関の診療方針および診療報酬は、国民健康保険の例によるとされています。

(法第52条第1項)

また、国民健康保険の診療方針及び診療報酬によることができないとき、及びこれによることを相当としないときの診療方針及び診療報酬は厚生労働大臣が別に定めるところによるとされています。

(法第52条第2項)

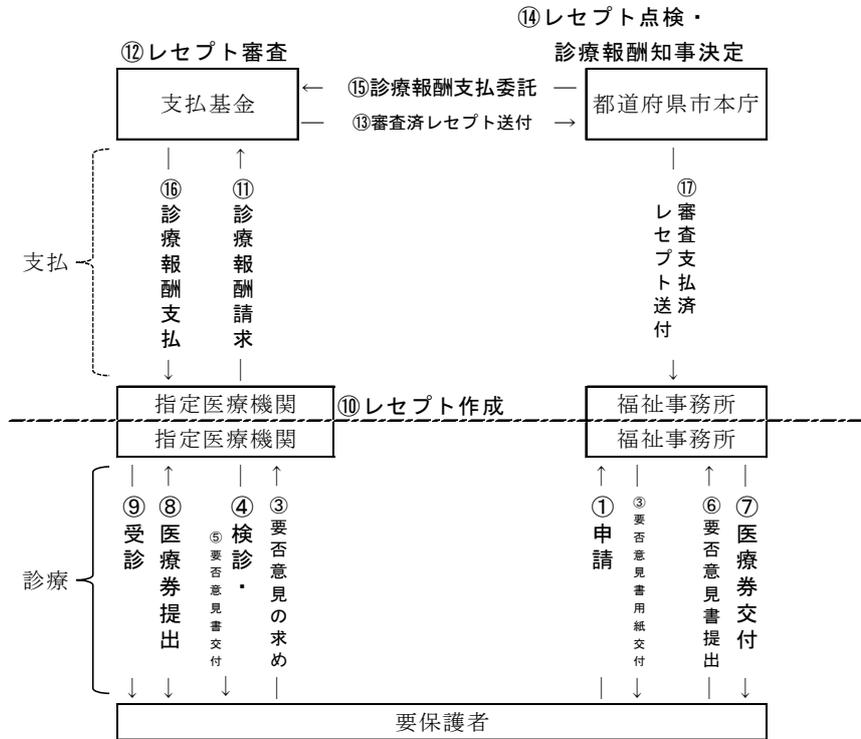
国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの(厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第2条第7号に規定する療養につき別に定めるところによる場合を除く。)は指定医療機関及び医療保護施設には適用しません。

(「生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬」2)

(2) 医療扶助の申請から決定まで

事務の取扱図

医療扶助事務手続の流れ



(診療)

- ① 要保護者が、福祉事務所に医療扶助の申請を行う。
- ② 福祉事務所が、要保護者に対し、要否意見書用紙を交付する。
- ③ 要保護者が、指定医療機関等に対し、要否意見を求める。
- ④ 指定医療機関等が、要保護者の検診を実施する。
- ⑤ 指定医療機関が、要保護者に対し、要否意見書を交付する。
- ⑥ 要保護者が、福祉事務所に対し、要否意見書を提出する。
- ⑦ 福祉事務所が、要保護者に対し、医療券を交付する。
- ⑧ 要保護者は、医療券を提出して、⑨受診する。

(支払)

- ⑩ 指定医療機関は、レセプトを作成し、⑪支払基金に対し、診療報酬を請求する。
- ⑫ 支払基金は、レセプトを審査し、⑬都道府県市本庁あて審査済レセプトを送付する。
- ⑭ 都道府県市本庁は、レセプト点検及び診療報酬の知事決定を行う。
- ⑮ 都道府県市本庁は、支払基金に対し、診療報酬の支払を委託する。
- ⑯ 支払基金は、指定医療機関に診療報酬を支払う。
- ⑰ 都道府県市本庁は、福祉事務所あて審査支払済レセプトを送付する。

① 医療扶助の申請

医療扶助を受けたい患者は、まず福祉事務所長に対して保護の申請を行う必要があります。

しかし、急迫した状況にある場合は、例外として、保護の申請がなくても職権により保護が行われることがあります。

医療扶助の申請は、保護を受けていない場合は保護申請書を、すでに医療扶助以外の扶助を受けている場合は保護変更申請書を提出して行います。

② 医療の要否の確認

ア 医療扶助の申請を受けた福祉事務所長は、医療扶助を行う必要があるか否かを判断する資料とするために、

- ・医療要否意見書
- ・精神疾患入院要否意見書
- ・保護変更申請書（傷病届）
- ・訪問看護要否意見書

等の各要否意見書を申請者に発行し、指定医療機関の意見を徴してその内容を検討して医療の要否を確認します。

イ 既に他の扶助を受給している場合であって、明らかに入院医療の必要が認められ、かつ活用すべき他法他施策がないと判断された場合には、医療要否意見書等を発行せず、保護変更申請書により医療券が発行されます。歯科の場合は原則としてこれにより医療券が発行されます。

③ 医療扶助の決定

ア 福祉事務所長は提出された要否意見書等の内容を検討し、他法他施策（たとえば「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等）の適用等について確認したうえ、医療扶助の決定を行い医療券を発行します。この際には、当該世帯の収入と最低生活費（医療費を含む）を対比して保護の要否を判定し医療扶助の決定を行います。これを図示すると以下の通りです。

	← 基準生活費 →		← 所要医療費 →	
例 1	収入認定額	生活扶助額	医療扶助額	
例 2	収入認定額		医療扶助額	
例 3	収入認定額		医療扶助額	
			本人支払額	
例 4	収入認定額			

注)

例 1 生活扶助と医療扶助の併給世帯となります。（本人から医療費を徴収することはありません。）

例 2 本人支払額のない医療扶助単給世帯となります。（本人から医療費を徴収することはありません。）

例 3 本人支払額がある医療扶助単給世帯となります。（医療券の本人支払額欄に記載した金額を上限として本人から徴収してください。）

例 4 医療扶助の対象となりません。

※ 本人支払額がないときは、「本人支払額」欄は斜線等で抹消しています。もし空欄のままでも何も記入されていない場合は、福祉事務所にご連絡ください。

イ 医療扶助を行う場合、医療扶助の始期（医療扶助を適用すべき期日）は原則として保護申請又は保護変更申請書（傷病届）が提出された日以降で、医療扶助を適用する必要があると認められた日となります。

④ 保護申請中の場合の取扱い

生活保護の申請を行っている者が併せて医療扶助の申請も行っている場合の医療費は、保護の決定がなされるまでは本人が支払うこととなります。保護開始の決定がなされれば福祉事務所が発行する医療券により診療報酬を請求していただくことになり、この場合、すでに本人から徴収した金額があればそれを本人に返還していただくこととなります。

保護が適用されない決定がなされた場合、福祉事務所が医療券を発行することはないので本人に直接請求していただくこととなります。

⑤ 外来初診時の取扱い

既に保護を受給している者が、診療依頼書や医療券を持たずに初めて外来で受診する場合は、当該患者（被保護

者)の居住地を管轄する福祉事務所(又は町村役場)にご連絡いただき、保護受給中であることを確認のうえ診察をしてくださるようお願いします。

⑥ 入院・転院の取扱い

被保護者が救急搬送された場合など、被保護者自身で福祉事務所へ入院の連絡ができない場合があります。その際は医療機関から福祉事務所へ入院の連絡をしてくださるようお願いします。また、入院の連絡をいただく際には、被保護者の病状等も併せて連絡してくださるようお願いします。

また、他の医療機関に転院が必要な場合には、緊急時を除き、原則、事前に福祉事務所へ転院の相談をしてください。福祉事務所へ転院の必要性等を判断した上で転院を決定します。

⑦ 自己負担額について

医療扶助では、前述の「本人支払額」欄に金額が記入されている場合を除き、患者である被保護者が自己負担をすることはありません。

また、原則としてレセプトで請求できないものについては、生活保護(医療扶助)での対応(負担)はできませんので、保険給付の範囲内での診療をしてくださるようお願いします。

(3) 医療券の発行

医療扶助が決定された場合は、その必要とする医療の種類によりたとえば医療における入院、入院外、歯科、調剤というようにその必要とする医療券やその他の給付券が発行されます。

医療券は暦月を単位として発行され、有効期間が記入されていますので、これを確認のうえ診療を行ってください。

(4) 医療扶助の継続

継続して医療扶助が必要な場合は、下記により医療券が発行されます。

	医療扶助適用当初	引続き医療扶助を継続する場合
・既に他の保護(生活扶助など)を受けている入院外患者	当初6ヵ月間医療要否意見書の提出を求めないで医療券を発行します。 (但し、必要があるときは、医療要否意見書を求めることがあります。)	6ヵ月を超えて引続き医療を必要とするとき、第7月分の医療券を発行する前に医療要否意見書の提出を求めます。 (以降6ヵ月ごとに医療要否意見書の提出を求め、要否を検討します。)
・入院患者 ・医療扶助のみを受けている入院外患者	医療要否意見書により医療の必要性を検討したうえ、医療券を発行します。	3ヵ月(又は福祉事務所長の判断により6ヵ月)の期間ごとに医療要否意見書の提出を求め、要否を検討したうえ、医療券を発行します。

(5) 医療要否意見書の記載要領

医療要否意見書は医療の要否を判定するとともに、被保護世帯に対する指導援助を行ううえでもきわめて重要な資料となることをご理解いただき、下記事項について格別のご配慮をお願いいたします。

① 主要症状及び今後の診療見込」欄の記載

医学的所見を具体的に記載してください。時々空欄のままとか、患者の主訴のみを記載されている例がありますので注意してください。

② 「診療見込期間」欄の記載

保護の要否判定、指導援助方法の決定のほか、保護の程度の決定を行う(特に入院の場合)うえて重要ですので必ずご記入ください。ご記入の際には入院、入院外の区別を明確にお願いします。

また、見込期間の記入は1月未満の場合は見込日数を、1月以上の場合には見込月数をご記入くださるようお願いします。

(6) 要否判定基準

① 一般入院要否判定基準

入院医療は、居宅では真に医療の目的を達し難いと認められた場合に限り認められます。

入院が認められる場合を例示すると次のとおりであり、従って、たとえば通院が不便であるとか、居宅療養も不可能ではないが、入院の方がより一層よいとか、あるいは重症であっても往診又は訪問看護による居宅医療で治療の目的を達し得る場合等には当然居宅医療によるべきであるということになります。

- ア ある種の手術後、身体の動揺を避けなければならない必要がある場合
- イ 朝夕数回にわたる専門技術的処置または手術を必要とする場合
- ウ 症状が相当重く、しばしば病状を診察して経過を観察する必要がある場合
- エ 特に厳密な食餌療法その他病院固定の設備をしばしば利用する特殊な療法を施す場合
- オ 症状により特に居宅療法ではその効果をもたらすことが困難な場合

② 訪問看護要否判定基準

訪問看護は、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対し、その者の居宅において看護師等が行う療養上の世話又は診療の補助を必要とする場合に限り認められます。

なお、要介護者又は要支援者に対する訪問看護は、介護保険又は介護扶助による給付が優先されるため、医療扶助による給付は、急性増悪時の訪問看護及び末期ガン・難病等に対する訪問看護に限られるものであります。

(7) 訪問看護の取扱い

- ① 訪問看護ステーションについても、生活保護法上指定医療機関として一般の医療機関と同様に指定を受けることが必要です。
- ② 福祉事務所長に対し訪問看護の申請があったときは、訪問看護要否意見書を発行し、指定医療機関により所要事項の記載を受けた後、給付の要否を検討します。
- ③ 上記②の検討の結果、給付は必要と判断されれば医療券を発行します。基本利用料については、医療券により社会保険診療報酬支払基金に請求することとなります。基本利用料以外の利用料については、必要最小限度の実費を訪問看護に係る利用料請求により福祉事務所あてに請求していただくこととなります。

(8) 診療報酬の請求手続き

- ① 法による診療報酬の請求手続を社会保険による場合と比較すると、以下のとおりです。

	社会保険	生活保護
診療報酬明細書	医療機関の手持ちの「診療報酬明細書」を使用	同左
診療方針診療報酬	健康保険及び各保険による	国民健康保険の例による ただし、 後保 と記載されているものは、後期高齢者医療の例による
請求先	大分県社会保険診療報酬支払基金	同左

注「医療券」は、生活保護を受けている人が医療機関の窓口へ持参するか、又は福祉事務所から送付いたします。

② 診療報酬明細書等の記載について

診療報酬明細書等の記載については、健康保険の例によりますが、下記の点に留意してください。

- ア 医療券の有効期間の延長が必要と認めたときは、福祉事務所へ連絡のうえ補正を受けてください。
- イ 送付された医療券の当月分に診療がない場合には、すみやかに福祉事務所へ返還してください。
- ウ 医療券の「本人支払額」欄は、福祉事務所では医療券を発行する際に記入しますから、これらの欄に本人支払額の記載がある場合には、記載された金額を上限として直接患者から徴収してください。
- エ 歯科検診について、補てつ材料に金合金（金位14カラット以上）を使用することは、認められません。
- オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の対象となる精神通院医療の「意見書料」等の請求方法については、被保護者の場合、3,000円以内が医療扶助の対象となります。

③ 診療報酬請求権の消滅時効について

診療報酬請求権の消滅時効については民法第170条の規定が適用され、診療月の翌月1日から起算して3年となります。

(9) 調剤の給付

指定医療機関の処方せんにより薬局で薬剤を受け取る場合は、福祉事務所が調剤券を発行し調剤の給付を行うこととなります。この場合、調剤券は生活保護法による指定薬局に対して発行することとなっています。調剤報酬は調剤券により社会保険診療報酬支払基金に請求することとなります。

①後発医薬品の使用促進について

医療全体で後発医薬品の使用促進に取り組む中、医療保険に比べ医療扶助において使用割合が低いといった状況を踏まえ、後発医薬品の使用の促進を図っています。

- 薬局は、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した処方せん（一般名処方を含む）を持参した受給者に対して、後発医薬品について説明した上で、原則として後発医薬品を調剤してください。
- 先発医薬品を希望する受給者に対しては、先発医薬品を一旦調剤した上で、必要に応じて、福祉事務所が引き続き後発医薬品の使用を促していきます。

(10) 治療材料の取扱い

治療材料の給付については、次に掲げる材料の範囲内において治療材料給付要否意見書により給付の要否を判断し、必要最小限度のものを、原則として現物で給付しますが、事前に必ず福祉事務所までご連絡いただくようお願いします。

なお、給付要否意見書の意見書欄に、指定医療機関の意見を記入していただくこととなっております。

- ① 国民健康保険の療養費の支給対象となる治療用装具及び輸血に使用する生血はその例により支給します
- ② 義肢、歩行補助つえ、装具、眼鏡、収尿器、ストーマ装具、尿中糖半定量検査用試験紙、吸引器及びネブライザーについては、必要最小限度のものを現物給付します。
- ③ 以上のほか、治療の一環として必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合に限って県知事（中核市は市長）の承認を得たうえで現物給付します。
- ④ 治療材料の費用は、原則として国民健康保険の療養費の例によることとなっておりますが、義肢、歩行補助つえ、装具及び眼鏡の費用は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する額の算定等に関する基準の別表に定める額の100分の104.8に相当する額以内とされ、この基準を超えるものは県知事（中核市は市長）の承認を得たうえで、必要最小限度の実費を認定することとなっております。
- ⑤ ④以外の治療材料の費用は最低限度の実費とされています。

(11) 施術の取扱い

施術の範囲は、あんま・マッサージ、柔道整復及びはり・きゅうであり、その給付は次により取扱われます。

施術の支給につき申請を受けた福祉事務所長は、給付要否意見書に指定医療機関及び指定施術機関により所要事項の記入を受けた後、その必要性の有無を決定します。

	はり・きゅう	あんま・マッサージ	柔道整復
医師の同意	必要	必要	必要 但し、打撲又は捻挫の手当、脱臼又は骨折の応急手当については、医師の同意は不要。
同一疾病における医療との重複	不可	可	可
承認期間	継続は第4月以降3ヵ月（通算最長6ヵ月）を限度とする。	継続は第4月以降3ヵ月を経過するごとに要否を検討する。	

(12) 移送の取扱い

- ① 移送費は、アからクに掲げる場合に給付を行います。受診する医療機関は、原則として要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関に限ります。ただし、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距離に

所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的医療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められます。

- ア 医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合
 - イ 被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合
 - ウ 検診命令により検診を受ける際に交通費が必要となる場合
 - エ 医師の往診等に係る交通費又は燃料費が必要となる場合
 - オ 負傷した患者が災害現場等から医療機関に緊急に搬送される場合
 - カ 離島等で疾病にかかり、又は負傷し、その症状が重篤であり、かつ、傷病が発生した場所の付近の医療機関では必要な医療が不可能であるか又は著しく困難であるため、必要な医療の提供を受けられる最寄りの医療機関に移送を行う場合
 - キ 移動困難な患者であって、患者の症状からみて、当該医療機関の設備等では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院する場合
 - ク 医療の給付対象として認められている移植手術を行うために、臓器等の摘出を行う医師等の派遣及び摘出臓器等の搬送に交通費又は搬送代が必要な場合（ただし、国内搬送に限る。）
- ② 被保護者から移送の給付の申請があった場合、給付可否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する囑託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を決定します。

（13）医療扶助と他法、他施策の関係

医療扶助に関係があるほかの法律や施策は、社会保険、公衆衛生、社会福祉の各領域にわたって、それぞれ制度の対象、給付範囲、給付割合等が違い、また、予算の有無によって給付制限がある等複雑な面があります。

前に述べたように医療扶助は、これら他法、他施策を活用した後に最終的に給付されます。この活用されるべき他法、他施策は、下記のとおりです。他法、他施策に該当する診療・調剤を行う場合には、被保護者に他法他施策の活用の有無の確認と未活用の場合の申請助言や福祉事務所への情報提供をお願いします。

① 社会保険関係

健康保険法、各種共済組合法、国民健康保険法、船員保険法、労働者災害補償保険法等。

注）国民健康保険及び後期高齢者医療は、被保護者世帯となると同時にその資格を喪失するので、医療扶助と国民健康保険及び後期高齢者医療の給付を併せて受けることはありません。なお、社会保険等の場合、医療券は併用券を発行します。

② 公衆衛生関係

母体保護法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、難病対策事業及び国、地方公共団体による援護対策事業、母子保健法等。

③ 社会福祉関係

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による育成医療、更生医療、精神通院医療の給付、小児慢性特定疾患治療研究事業、戦傷病者特別援護法による療養給付・更生医療

（14）消費税の取扱い

① 医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付にかかる医療は、非課税です。

② 医療扶助のうち検診命令にかかる文書料については、上記①にかかわらず、課税です。ただし、検診料については、法による診療方針及び診療報酬の例によることとされているので、非課税です。

また、文書料については、各福祉事務所が発行した検診命令書に基づくものであれば、原則医療機関が各福祉事務所あてに請求書を提出し、その後各福祉事務所から直接医療機関に支払われることとなります。

なお、文書料の支給限度額は内容によって以下のとおり定められています。（全て税込みの金額）

- ・障害認定にかかるもの…5,970円以内
- ・上記以外…4,630円以内
- ・難病認定にかかるもの…5,000円以内
- ・精神通院医療にかかるもの…3,000円以内

③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する精神通院医療にかかる公費負担申請の意見書料等については、①により非課税です。

4 福祉事務所への協力について

(1) 医療要否意見書について

医療扶助運営要領に基づき、福祉事務所では前述の医療要否意見等により医療の要否を決定するようにしておりますので、福祉事務所が要否意見書等を送付したときは所要事項を記載のうえ、すみやかに提出していただくようお願いいたします。

(2) 連絡票について

毎月の医療券とともに、前月の受診患者の一覧表（連絡票）を送付するようにしていますので、受診状況の変動をご記入のうえ福祉事務所に提出してください。

(3) 病状調査について

福祉事務所職員は被保護者である患者に対し生活指導や就労指導を行っておりますが、これらの指導を行うに際して指定医療機関を訪問し、指導に関するご意見をうかがうことがありますので、その場合には適切なお意見、ご助言をいただきますようご協力をお願いします。

(4) 被保護者の個人情報について

被保護者の個人情報の保護については、関係職員の方々への周知、徹底方、ご配慮をよろしくお願いします。

(5) 福祉事務所が発行した医療券について

福祉事務所が発行した医療券に以下のような誤りがあるときは、お手数ですが福祉事務所までご連絡をくださるようお願いします。

- ① 単給、併給の記載もれ
- ② 有効期間の記載もれ又は誤り
- ③ 患者氏名の記載もれ又は誤り
- ④ 福祉事務所長印（公印）の押印がないとき

(6) 入院・転院時の連絡について

被保護者が救急搬送された場合など、被保護者自身で福祉事務所へ入院の連絡ができない場合があります。その際は医療機関から福祉事務所へ入院の連絡をしてくださるようお願いいたします。また、入院の連絡をいただく際には、被保護者の病状等も併せて連絡してくださるようお願いいたします。

なお、他の医療機関に転院が必要な場合には、緊急時を除き、原則、事前に福祉事務所に転院の相談をしてください。福祉事務所で転院の必要性等を判断した上で転院を決定します。

5 指導及び検査

(1) 指定医療機関に対する指導

①目的

指定医療機関に対する指導は、被保護者の援助の充実と自立助長に資するため、法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とします。

②対象

指導は、すべての指定医療機関とします。

③内容及び方法

指導の形態は、一般指導と個別指導の2種類です。

ア 一般指導

一般指導は、法ならびにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、懇談、広報、文書等の方法により行うものとします。

イ 個別指導

(ア) 個別指導は、被保護者の援助が効果的に行われるよう福祉事務所と指定医療機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の医療給付に関する事務及び診療状況等について診療録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談指導を行うものとします。

なお、個別指導を行ったうえで、特に必要があると認められるときは、被保護者についてその受診状況等を調査することができるものとします。

(イ) 個別指導は、原則として実地に行うものとします。ただし、必要に応じ、指定医療機関の管理者又はその他の関係者を一定の場所に集合させて行うこともあります。

(2) 指定医療機関に対する検査

①目的

指定医療機関に対する検査は、被保護者にかかる診療内容及び診療報酬の請求の適否を調査して診療方針を徹底せしめ、もって医療扶助の適正な実施を図ることを目的とします。

②対象

個別指導の結果、検査を行う必要があると認められる指定医療機関及び個別指導を受けることを拒否する指定医療機関を対象に実施します。ただし、上記以外の指定医療機関であって、診療内容又は診療報酬の請求に不正又は不当があると疑うに足りる理由があつて直ちに検査を行う必要があると認められる場合は、この限りではありません。

③内容及び方法

検査は、被保護者にかかる診療内容及び診療報酬請求の適否について、明細書等、診療録その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行うものとします。

なお、必要に応じ患者についての調査を合わせて行うこともあります。

Ⅲ 介護扶助

1 介護機関の指定について

(1) 指定介護機関

生活保護法による介護を担当する機関として、県知事（政令指定都市及び中核市は市長）が指定した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等のことをいいます。（国が開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設については、厚生労働大臣が指定します。）

(2) 指定介護機関制度の見直し

改正生活保護法の施行日（平成26年7月1日）以降に、新たに介護保険法に基づく指定等があったときは、その介護機関は、生活保護法に基づく指定介護機関の指定を受けたものとみなされるなど、以下の点が変更になってます。

(変更点1)

○平成26年6月30日以前に介護保険法に基づく指定を受けた事業者（旧法対象者）については、改正法施行以前と同様の手続（指定申請（旧法対象者で生保指定を受けていない場合）、変更届、休止届、再開届、廃止届）が必要となります。

(変更点2)

- 平成26年7月1日以降に介護保険法に基づく指定を受けた事業者（新法対象者）については、生活保護法に基づく指定介護機関の指定も受けたものとみなされます。
- また、介護保険法に基づく廃止や取消が行われた場合にも、生活保護法による届出の必要はなく、自動的に生活保護法に基づく指定の廃止や取消が行われます。
- このみなし指定については、生活保護の指定が不要な旨の届出（申出書）の提出があれば、指定を受けないことができます。
- 変更届、休止届、再開届の提出は必要です。

(3) 指定介護機関の申請手続

旧法対象者については、新たに指定を受けようとする介護機関は指定申請書2通を、所在地を管轄する福祉事務所に提出してください。（申請書は福祉事務所に備えています。また県庁ホームページにも掲載しています。）

新法対象者については、介護保険法に基づく指定を受けた時点で生活保護法に基づく指定も受けたものとみなされます。

(4) 指定基準

旧法対象者から指定の申請があった場合、次の基準により指定します。（平成12年3月31日社援第825号厚生省社会・援護局長通知「介護扶助運営要領」）

- ① 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項、第46条第1項、第48条第1項第3号、第53条第1項本文、第54条の2第1項本文若しくは第58条第1項の規定による指定または同法第94条第1項の規定による許可を受けているものであって、介護扶助のための介護について理解を有していると認められるものについて指定するものとする。
- ② 「指定介護機関介護担当規程」（平成12年3月厚生省告示第191号）及び「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を定める件」（平成12年4月厚生省告示第214号）に従って、適切に介護サービスを提供できると認められること。
- ③ 法による指定取消しを受けた介護機関にあっては、原則として、指定の取消しの日から5年以上を経過したものであること。ただし、法による指定取消しと同一の事由により介護保険法による指定又は開設の許可が取り消された場合であって、当該事由が解消されたとして再度介護保険法による指定又は開設の許可がなされたときは、この限りでない。
- ④ 施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料が住宅扶助により入居できる額であること。（注）

（注）「生活保護法による保護の実施要領」による限度額に1.3を乗じて得られた額。毎年、厚生労働大臣が告示により定めるため、金額については各福祉事務所へ問い合わせてください。

(5) 指定の通知

旧法対象者については、知事は、介護機関を指定したときは、県報に告示するとともに申請者（介護機関等）に指定書を送付します。

また、新法対象者については、知事は、県報に告示します。

2 指定介護機関の義務

生活保護法による指定を受けた介護機関（新法対象者も含む）は、次の事項を守ってください。

(1) 介護担当について

- ① 福祉事務所長から委託を受けた要介護者又は要支援者について懇切丁寧にその介護を担当すること。（法第54条の2第4項において準用される法第50条）
- ② 指定介護機関介護担当規程の規程に従うこと。
- ③ 指定介護機関の介護の方針は、介護保険の例により、介護を担当すること。（法第54条の2第4項において準用される法第52条第1項）

(2) 介護の報酬について

- ① 要介護者又は要支援者について行った介護に対する報酬は、介護保険の介護の報酬に基づき、請求手続により要求すること。（法第54条の2第4項において準用される法第52条第1項）
- ② 介護サービス内容及び介護の報酬の請求について知事（中核市の場合は市長。この項、以下同じ）の審査を受けること。（法第54条の2第4項において準用される法第53条第1項）
- ③ 知事の行う介護報酬額の決定に従うこと。（法第54条の2第4項において準用される法第53条第2項）

(3) 指導等について

- ① 要介護者又は要支援者の介護について知事の行う指導に従うこと。
（法第54条の2第4項において準用される法第50条第2項）
- ② 介護サービス内容及び介護報酬請求の適否に関する知事の報告命令に従うこと。
（法第54条の2第4項において準用される法第54条第1項）
- ③ 知事が当該職員に行わせる立入検査を受けること。
（法第54条の2第4項において準用される法第54条第1項）

(4) 届出について

指定介護機関は、届出事項に変更が生じた場合は、届出をすみやかに行わなければなりません。（届出事項については下記を参照してください。また、旧法対象者と新法対象者で手続に違いがありますので注意してください。）

届出は、正副2通を指定介護機関等の所在地を管轄する福祉事務所に提出することとなっています。（届書は福祉事務所に備え付けています。また県庁ホームページにも掲載しています。）

指定後の届出事項（旧法対象者：地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く）

以下のような場合には必ず届け出て下さい。

届出を要する事項	届出の種類	届出先
① 介護機関の名称を変更したとき ② 介護機関の所在地表示が、町村合併又は地番整理などにより変更したとき ③ 開設者の改名であり、開設主体の実質的変更を伴わないもの ※管理者の変更などは原則として届出をする必要はありません	変更届	指定を受ける場合と同じです
① 介護機関を休止しようとするとき	休止届	
① 休止された指定介護機関を再開したとき	再開届	
① 介護機関の所在地を移転したとき ② 介護機関の開設者が死亡又は失踪の宣告を受けたとき ③ 介護機関の開設者を変更したとき（個人→個人、個人→法人） ④ 介護機関を廃止したとき ※①、③の場合は、同時に新規申請が必要となります。	廃止届	
① 生活保護法による指定を辞退しようとするとき （この場合30日以上の予告期間が必要です）	辞退届	

指定後の届出事項（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設：旧法・新法含む）

以下のような場合には必ず届け出て下さい。

届出を要する事項	届出の種類	届出先
① 介護機関の名称及び事業所の所在地を変更したとき ② 介護機関の所在地表示が、町村合併又は地番整理などにより変更したとき ③ 開設者の改名であり、開設主体の実質的変更を伴わないもの	変更届	指定を受ける場合と同じです
① 介護機関を休止しようとするとき	休止届	
① 休止された指定介護機関を再開したとき	再開届	

指定後の届出事項（新法対象者：地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く）

以下のような場合には必ず届け出て下さい。

届出を要する事項	届出の種類	届出先
① 介護機関の名称及び事業所の所在地を変更したとき ② 介護機関の所在地表示が、町村合併又は地番整理などにより変更したとき ③ 開設者の改名であり、開設主体の実質的変更を伴わないもの ※管理者の変更などは原則として届出をする必要はありません ※介護保険法に基づく“医療みなし（保険医療機関の指定を受けた場合に介護保険機関の指定も受けたものとみなす）”のうち、『介護療養型医療施設』の場合に、開設者の変更（個人→個人、個人→法人など）があった場合には、変更届のみ提出してください。 ※上記以外の“医療みなし”で、開設者の変更があった場合には、介護保険法に基づく廃止・新規申請を行ってください。（詳細については、介護保険担当課に確認願います。）	変更届	指定を受ける場合と同じです
① 介護機関を休止しようとするとき	休止届	
① 休止された指定介護機関を再開したとき	再開届	
③ 生活保護法による指定を辞退しようとするとき （この場合30日以上予告期間が必要です）	辞退届	

3 介護扶助について

(1) 介護扶助の内容

介護給付の範囲

- ① 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
- ② 福祉用具
- ③ 住宅改修
- ④ 施設介護
- ⑤ 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）
- ⑥ 介護予防福祉用具
- ⑦ 介護予防住宅改修
- ⑧ 介護予防・日常生活支援（総合事業。要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者に限る。）
- ⑨ 移送

（法第15条の2）

介護の方針及び介護の報酬

指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の例によるとされています。

（法第52条第1項及び第54条の2第4項）

また、介護保険の介護の方針及び介護の報酬によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの介護の方針及び介護の報酬は厚生労働大臣が別に定めるところによるとされています。

（法第52条第2項及び第54条の2第4項）

介護保険の被保険者と被保険者以外の者の取り扱い

1 【被保険者の場合】

① 居宅サービスの場合

保険給付 (9割分)	介護扶助 (1割分)
← 支給限度額 →	

② 施設サービスの場合

保険給付 (9割分)	介護扶助 (1割分)	介護扶助 (負担限度額)
		食事
← 支給限度額 →		

※ 日常生活に必要な費用及び保険料が必要な者については生活扶助により給付します。

2 【被保険者以外の者の場合】

① 居宅サービスの場合

※ 介護扶助 (10割全額)
← 支給限度額 →

② 施設サービスの場合

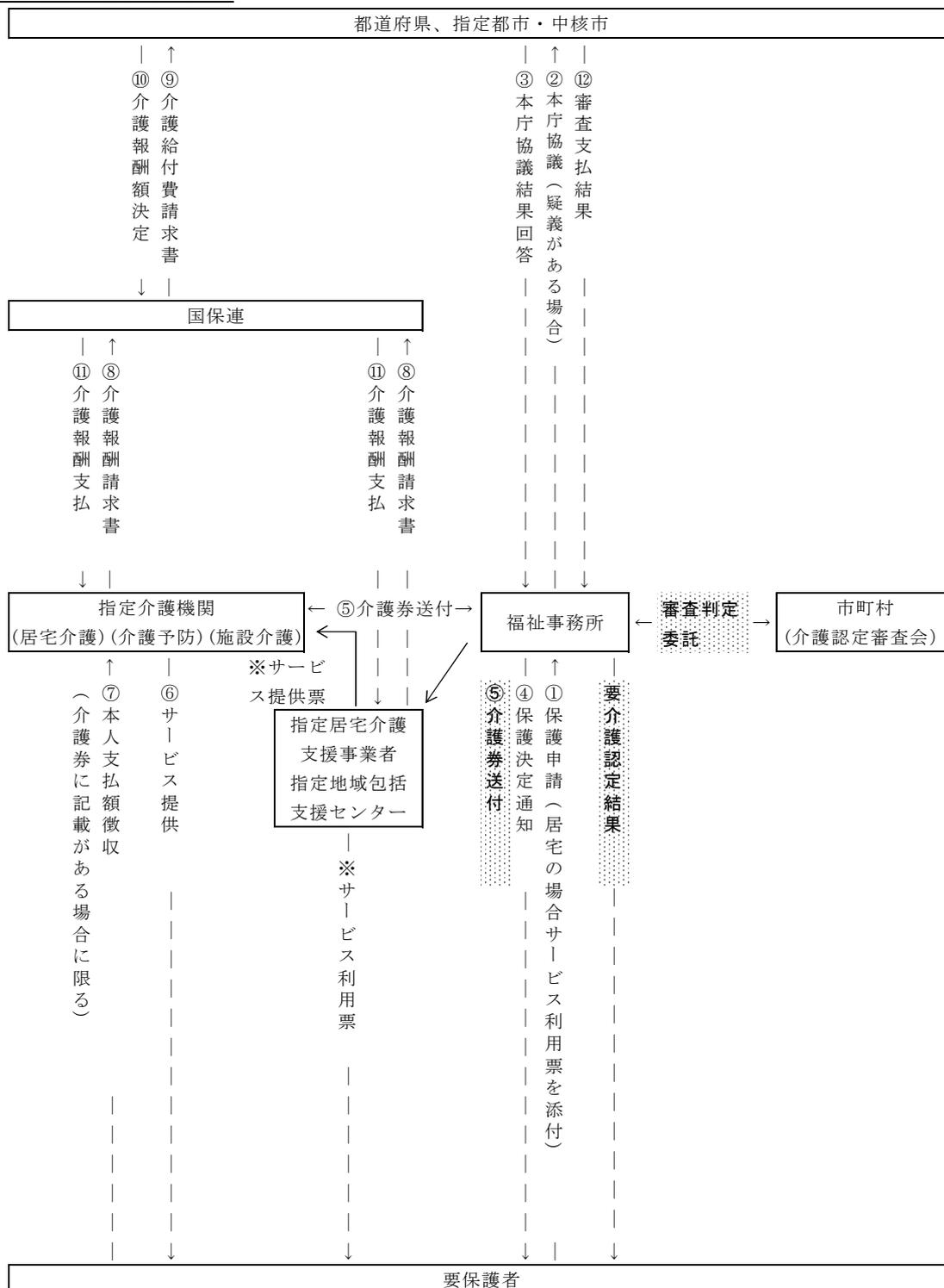
※ 介護扶助 (10割全額)
← 支給限度額 →

※ 障害者施策等他に適用される法がある場合、優先して活用し、不足する分について介護扶助を給付します。

また、日常生活に必要な費用等は被保険者の場合と同様です。

(2) 介護扶助の申請から決定まで

介護扶助給付事務手続の流れ



- (注)
- 1 コシク体は被保険者以外の者（生保10/10負担）にかかる手続き。
 - 2 ※は介護保険法上の仕組みであり、居宅介護等の場合のみ送付される。
 - 3 被保険者については、被保険者の申請に基づいて介護保険の要介護認定、介護サービス計画作成等の手続きが行われていることを前提としている。

①要介護認定等

ア 介護保険の被保険者である要保護者（65歳以上の者、40～64歳で社会保険加入または被扶養の者で特定疾病により要介護状態にある者）

介護保険法の規定に基づき、被保険者として要介護認定等を受けます。

イ 介護保険の被保険者でない要保護者（上記以外の者）

介護保険の被保険者でないことから生活保護制度で独自に要介護認定することになりますが、具体的には各福祉事務所が各市町村に設置されている介護認定審査会に審査判定を委託して実施します。また主治医の意見書の徴収を福祉事務所の検診命令として行った場合は、意見書記載に係る費用を福祉事務所から当該主治医に直接支払うことも可能です。訪問調査を居宅介護支援事業者等に委託した場合の費用も同様に福祉事務所が支払います。詳しくは管轄する各福祉事務所にお問い合わせ下さい。

②介護扶助の申請

介護扶助を申請する場合にはまず、担当ケースワーカーに連絡してから、保護（変更）申請書に本人の住所氏名等の一般的事項の他、介護保険の被保険者資格の有無、その他参考事項を記載のうえ、居宅介護支援計画等の写し（居宅介護等を申請する場合）を添付して福祉事務所に提出してください。

③介護扶助の決定

介護扶助を適用する期日は、原則として保護（変更）申請書の提出のあった日以降において介護扶助を適用する必要があると認められた日です。また、居宅介護等に係る介護扶助の程度は、介護保険法に定める居宅介護サービス費等区分支給限度基準額又は介護予防サービス費等区分支給限度基準額の範囲内であることとされています。

④本人支払額について

被保護者の収入が各月の基準生活費を超える場合は、当該被保護者は介護扶助、医療扶助のみを受給することとなります。その場合、収入から基準生活費を差し引いた額を介護費、医療費の本人支払額とします。

計算の方法は、介護保険の被保険者である場合、上記の差額をまず介護費の本人支払額（上限：月額15,000円及び施設等食費日額300円×日数）に充当し、なお差額が残る場合は医療費の本人支払額に充当します。

被保護者が介護保険の被保険者でない場合は介護報酬は全て生活保護が負担するため、介護費の本人支払額の上限は、実際にその月に本人が利用したサービスの実費となります。（高額介護サービス費の規定がない）

例：介護保険の被保険者である被保護者（70歳）が年金月額35,000円を受給しており、在宅から介護老人保健施設に入所した場合。（住所は3級地の2で借家でなく自家。単身世帯。基準額は平成19年4月1日現在）

●在宅の場合

収入認定額（年金） 35,000円	生活扶助額 24,170円
← 基準生活費 59,170円 →	

●施設入所後（多床室）

収入認定額（年金） 35,000円	
← 基準生活費 19,780円 →	← 本人支払額 → 15,220円

本人支払額のうち
施設介護費15,000円
食費220円に充当される。

（境界層該当者について）

上記の例で年金月額が例えば55,000円あるケースでは介護本人支払額が上限を超えて（24,300円）医療費に10,920円を充当することになるが、介護老人保健施設入所中は医療扶助が歯科や眼科等の適用となるため、それらの受診がない場合は福祉事務所において保護の要否判定を行います。要否判定では本人の収入（年金のほか、預貯金、手持ち金）と最低生活費を比較して保護の要否を判定することになりますが、最低生活費の計算上、介護サービスに要する費用が保護を廃止した後も保護と同レベルの自己負担（最少で高額介護サービス費月額15,000円、食費日額300円、第1段階の介護保険料）を継続すると生活の維持ができる場合（つまり被保護者になるかどうかの境界）は福祉事務所が保護を廃止すると同時に境界層該当証明書を本人に交付します。この証明書を市町村の介護保険担当課に提出することにより、介護サービスの自己負担の減額を受けることができます。

⑤月の途中で保護を開始又は廃止した場合の取扱い

- ア 介護の報酬が1日または1回単位とされているサービスについては保護適用期間中について介護扶助を決定します。（介護券に有効期間を記載）
- イ 介護の報酬が月単位とされているサービス（福祉用具貸与等）は保護開始日からその月の末日まで、又は廃止月の初日から廃止日の日数に応じて日割りにより介護扶助が決定されます。
- ウ 介護保険の被保険者でない場合は居宅介護支援計画作成に係る介護扶助費についての日割計算を行いません。

(3) 介護券の発行

介護扶助が決定された場合は、福祉事務所から被保護者がサービスを利用する介護機関にて介護券が発行されます。（住宅改修、福祉用具購入を除く）
 介護券は月単位で発行されますが、記載内容のうち、受給者番号や有効期間、本人支払額の有無及び金額を各介護機関で確認してください。なお、介護保険の被保険者でない被保護者は被保険者番号がHで始まる番号になっていません。

(4) 介護扶助と障害者施策との関係

①介護保険の被保険者

介護扶助が障害者施策に優先します。

②介護保険の被保険者以外の者

障害者施策が介護扶助に優先します。

従って介護扶助で居宅介護等を給付する場合は障害者施策で賄うことのできない不足分について行うことになります。

○介護扶助（生活保護法）による介護サービスと自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）による障害福祉サービス等との対応関係表

1. 在宅の要介護者への介護給付

介護扶助による介護サービス	介護サービス内容	介護サービスと同等の自立支援給付による障害福祉サービス等	障害福祉サービス等の利用可能となる状態	
(居宅サービス)				
訪問サービス	訪問介護	居宅要介護者が、介護福祉士・養成研修修了者から受ける、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談と助言その他必要な日常生活上の世話	居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護	居宅介護は障害支援区分が1以上の障害者等（身体障害、知的障害、精神障害、 難病等対象者 ）が対象となる。 重度訪問介護は障害支援区分が4以上であって、「二肢以上に麻痺等があること」等の要件を満たす肢体不自由者 又は 重度の 知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者 が対象となる。
	訪問入浴介護	居宅要介護者が、浴槽を提供されて受ける入浴の介護	地域生活支援事業の訪問入浴サービス（市町村事業）	本事業を実施している場合は、当該市町村が定める要件に該当する者は原則対象となる。
	訪問リハビリテーション	居宅要介護者（主治医が、病状が安定期にあり居宅で心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるための理学療法・作業療法その他リハビリテーションを必要とすると認めた人）が受ける訪問のリハビリテーション（医療機関／介護老人保健施設）	自立訓練（機能訓練）	身体障害者又は難病等対象者であって、 利用希望者は原則対象となる。

通所サービス	通所介護	居宅要介護者が、特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・老人福祉センター・老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他必要な日常生活上の世話と機能訓練	生活介護	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である者 等が対象となる。
	通所リハビリテーション	居宅要介護者（主治医が、病状が安定期にあり介護老人保健施設・病院・診療所で心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を図るために理学療法・作業療法その他リハビリテーションを必要とすると認めた入）が施設に通って受けるリハビリテーション	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	■ 機能訓練 身体障害者又は難病等対象者であって、利用希望者は原則対象となる。 ■ 生活訓練 知的障害又は精神障害を有する者であって、利用希望者は原則対象となる。
短期入所サービス	短期入所生活介護	居宅要介護者が、特別養護老人ホーム・養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設に短期間入所して受ける、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話と機能訓練	短期入所 （ショートステイ） (福祉型)	短期入所は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者で、 ■福祉型（障害者支援施設等において実施可能） ・ 障害支援区分1以上である障害者 ・ 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児が対象となる。
	短期入所療養介護	居宅要介護者（病状が安定期にあり、介護老人保健施設・介護療養型医療施設・医療療養病床・診療所に短期間入所し、看護、医学的管理下の介護と機能訓練その他の医療を必要とする人）が受ける看護その他の必要な医療と日常生活上の世話	短期入所 （ショートステイ） (医療型)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者で、 ■医療型（病院、診療所、介護老人保健施設において実施可能） ・ 遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等 が対象となる。
福祉用具	福祉用具貸与	居宅要介護者に対する日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具で日常生活の自立を助けるもの（福祉用具）（厚生労働大臣が定めるもの）の福祉用具相談専門員による貸与	地域生活支援事業 （日常生活用具等給付費）	日常生活用具給付等事業による給付については、事業の実施主体である市町村において、告示で定められた用具の要件、用途及び形状を給付するのが適当であるかどうか判断し、支給決定を行うものである。
	特定福祉用具販売	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具（厚生労働大臣が定めるもの）の福祉用具相談専門員による販売	地域生活支援事業 （日常生活用具等給付費） 補装具費	日常生活用具給付等事業は同上。補装具費の支給については、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替することによって日常生活や社会参加を支援することを目的としており、実施主体である市町村において必要に応じ適合判定などを更生相談所に依頼し、最終的に支給決定を行うものである。
(地域密着型サービス)				

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	次のいずれかに該当するもの 一 居宅要介護者に定期的な巡回または通報により、居宅で介護福祉士等が入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行うとともに看護師等が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うもの 二 居宅要介護者に定期的な巡回又は通報により、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、居宅で介護福祉士等が入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行うもの	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅介護は障害支援区分が1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害、 難病等対象者)が対象となる。
夜間対応型訪問介護	居宅要介護者が、夜間の定期的な巡回又は通報により、居宅で介護福祉士、養成研修修了者から受ける入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言その他必要な日常生活上の世話	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅介護は障害支援区分が1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害、 難病等対象者)が対象となる。
地域密着型通所介護	居宅要介護者が、特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・老人福祉センター・老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他必要な日常生活上の世話と機能訓練	生活介護	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者であって、 ①障害支援区分が区分3(障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上である者。 ②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上である者 等が対象となる。
認知症対応型通所介護 【認知症専用デイサービス】	認知症の居宅要介護者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、老人デイサービス事業を行う施設又は老人デイサービスセンターに通い、その施設で受ける入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他必要な日常生活上の世話と機能訓練	生活介護	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上である者 等が対象となる。
小規模多機能型居宅介護	居宅要介護者が、心身の状況や環境等に応じ、その者の選択に基づいて、居宅又は機能訓練と日常生活上の世話を適切に行うことができるサービス拠点に通所又は短期間宿泊して受ける入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他必要な日常生活上の世話と機能訓練	居宅介護(ホームヘルプ)生活介護 短期入所(ショートステイ)	居宅介護は「訪問介護」参照生活介護は「通所介護」参照短期入所は「短期入所生活介護」参照
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護【小規模(定員29人以下)介護老人福祉施設】	地域密着型介護老人福祉施設(入所定員29人以下の特別養護老人ホーム)に入所する要介護者が、地域密着型施設サービス計画に基づいて受ける入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話	生活介護	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上である者 等が対象となる。

看護小規模多機能型居宅介護	居宅要介護者が、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を2種類以上組み合わせることにより受けるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他一体的に受けることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せによるもの	居宅介護（ホームヘルプ）生活介護短期入所（ショートステイ）	居宅介護は「訪問介護」参照生活介護は「通所介護」参照短期入所は「短期入所生活介護」参照
（居宅要介護者へのその他の給付）			
居宅介護支援	居宅サービス・地域密着型サービス等を適切に利用できるように、心身の状況・環境・本人や家族の希望等を勘案し、利用する在宅サービス等の種類や内容・担当者・本人や家族の生活に対する意向・総合的な援助方針・健康上や生活上の問題点と解決すべき課題・目標と達成時期・提供する日時・留意事項・負担額の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行うとともに、必要な場合は施設への紹介等を行う	障害福祉サービスを利用するための計画作成のため、事業者等と連絡調整を行う場合は、計画相談支援 ※介護サービスを利用する場合は、居宅介護支援	—
住宅改修	手すり等の取付け・段差の解消・滑りの防止と移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更・引き戸等への扉の取替え・洋式便器等への便器の取替えやこれらの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	地域生活支援事業（日常生活用具等給付費）	日常生活用具給付等事業による給付については、事業の実施主体である市町村において、告示で定められた用具の要件、用途及び形状を給付するのが適当であるかどうか判断し、支給決定を行うものである。

2. 要支援者への予防給付

介護扶助による介護サービス	介護サービス内容	介護サービスに対応する自立支援給付による障害福祉サービス等	障害福祉サービス等の利用可能となる状態
（介護予防サービス）			
訪問サービス	介護予防訪問介護	居宅要支援者が、居宅で介護福祉士・養成研修修了者から介護予防サービス計画で定める期間にわたり受ける、入浴・排せつ・食事等の介護、単身世帯や同居家族等の障害・疾病等のため自ら行うことが困難な調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談と助言その他の日常生活上の支援	居宅介護 居宅介護は障害支援区分が1以上の障害者等（身体障害、知的障害、精神障害、 難病等対象者 ）が対象となる。
	介護予防訪問入浴介護	居宅要支援者が、疾病その他やむを得ない理由により入浴の介護が必要な場合、介護予防サービス計画で定める期間にわたり、居宅で浴槽を提供されて受ける入浴の介護	地域生活支援事業の訪問入浴サービス（市町村事業） 本事業を実施している場合は、当該市町村が定める要件に該当する者は原則対象となる。
	介護予防訪問リハビリテーション	居宅要支援者（主治の医師が、病状が安定期にあり居宅で心身の機能の維持回復と日常生活上の自立を図るために診療に基づく計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他リハビリテーションを必要とすると認めた人）が、介護予防サービス計画で定める期間にわたり居宅で受ける訪問のリハビリテーション	自立訓練（機能訓練・生活訓練） ■ 機能訓練 身体障害者又は難病等対象者であって、利用希望者は原則対象となる。 ■ 生活訓練 知的障害又は精神障害を有する者であって、利用希望者は原則対象となる。

通所サービス	介護予防通所介護	居宅要支援者が、老人デイサービスセンター等に通り、介護予防サービス計画で定める期間にわたり受ける入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他必要な日常生活上の支援と機能訓練（介護予防認知症対応型通所介護に該当するものを除く）	生活介護	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である者 等が対象となる。
	介護予防通所リハビリテーション	居宅要支援者（主治の医師が、病状が安定期にあり心身の機能の維持回復と日常生活上の自立を図るために診療に基づく計画的な医学的管理の下における理学療法・作業療法その他リハビリテーションを必要とすると認めた人）が介護老人保健施設・病院・診療所に通り、介護予防サービス計画で定める期間にわたり受ける必要なりハビリテーション	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	■ 機能訓練 身体障害者又は難病等対象者であって、利用希望者は原則対象となる。 ■ 生活訓練 知的障害又は精神障害を有する者であって、利用希望者は原則対象となる。
短期入所サービス	介護予防短期入所生活介護	居宅要支援者が特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設に短期入所し、介護予防サービス計画で定める期間にわたり受ける入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援と機能訓練	短期入所 （ショートステイ） （福祉型）	短期入所は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者で、 ■福祉型（障害者支援施設等において実施可能） ・ 障害支援区分1以上である障害者 ・ 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児が対象となる。
	介護予防短期入所療養介護	居宅要支援者（病状が安定期にあり看護・医学的管理の下における介護と機能訓練その他の医療を必要とする人）が、介護老人保健施設・介護療養型医療施設・療養病床・診療所に短期入所し、介護予防サービス計画で定める期間にわたり受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療と日常生活上の支援	短期入所 （ショートステイ） （医療型）	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者で、 ■医療型（病院、診療所、介護老人保健施設において実施可能） ・ 遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等 が対象となる。
福祉用具	介護予防福祉用具貸与	居宅要支援者に対する、福祉用具のうち介護予防に資するもの（厚生労働大臣が定めるもの）の福祉用具専門相談員による貸与	地域生活支援事業 （日常生活用具給付等事業）	日常生活用具給付等事業による給付については、事業の実施主体である市町村において、告示で定められた用具の要件、用途及び形状を給付するのが適当であるかどうか判断し、支給決定を行うものである。
	特定介護予防福祉用具販売	居宅要支援者に対する、特定介護予防福祉用具（福祉用具のうち介護予防に資する入浴・排せつのための用具等で厚生労働大臣が定めるもの）の福祉用具専門相談員による販売	地域生活支援事業 （日常生活用具給付等事業） 補装具費	日常生活用具給付等事業は同上。補装具費の支給については、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替することによって日常生活や社会参加を支援することを目的としており、実施主体である市町村において必要に応じ適合判定などを更生相談所に依頼し、最終的に支給決定を行うものである。
（地域密着型介護予防サービス）				

介護予防認知症対応型通所介護 【認知症高齢者専用デイサービス】	認知症の居宅要支援者が、可能な限りその居宅で自立した日常生活を営むことができるように、老人デイサービス事業を行う施設又は老人デイサービスセンターに通い、介護予防サービス計画で定める期間にわたり、その施設で受ける入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他必要な日常生活上の支援及び機能訓練	生活介護	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である者 等が対象となる。
介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅要支援者が、心身の状況や置かれている環境等に応じ、その者の選択に基づいて、居宅又はサービスの拠点に通所又は短期間宿泊により、自立した日常生活を営むことができるように、その拠点で介護予防を目的として受ける入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他必要な日常生活上の支援及び機能訓練	（場合によっては） 短期入所 （福祉型）	短期入所は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者で、 ■福祉型（障害者支援施設等において実施可能） ・障害支援区分1以上である障害者 ・障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児を対象としている。
（要支援者へのその他の給付）			
介護予防支援	介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス、その他の介護予防に資する保健医療サービスや福祉サービスを適切に利用できるように、地域包括支援センターの保健師その他介護予防支援に関する知識をもつ者が、居宅要支援者の心身の状況・環境・本人や家族の希望等を勘案し、利用する介護予防サービス等の種類や内容・担当者・本人や家族の生活に対する意向・総合的な援助方針・健康上や生活上の問題点と解決すべき課題・目標と達成時期・提供する日時・留意事項・負担額の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行う。	障害福祉サービスを利用するための計画作成のため、事業者等と連絡調整を行う場合は、計画相談支援 ※介護予防サービスを利用する場合は、介護予防支援	—
住宅改修	手すりの取付け・段差の解消・滑りの防止と移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更・引き戸等への扉の取替え・洋式便器等への便器の取替えやこれらの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	地域生活支援事業（日常生活用具給付等事業）	日常生活用具給付等事業による給付については、事業の実施主体である市町村において、告示で定められた用具の要件、用途及び形状を給付するのが適当であるかどうか判断し、支給決定を行うものである。

※ この表は介護サービスと同等の内容のサービスが提供される障害福祉サービス等について周知を行うものであり、該当するサービスがあったとしても必ず障害福祉サービス等が利用できるものでないことに留意して下さい。

3. 要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者への給付

介護扶助による介護サービス	介護サービス内容	介護サービスに対応する自立支援給付による障害福祉サービス等	障害福祉サービス等の利用可能となる状態
（介護予防・生活支援サービス）			
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供	居宅介護	居宅介護は障害支援区分が1以上の障害者等（身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者）が対象となる。

通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供	生活介護	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である者 等が対象となる。
（要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者へのその他の給付）			
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行う。	障害福祉サービスを利用するための計画作成のため、事業者等と連絡調整を行う場合は、計画相談支援 ※介護サービスを利用する場合は、介護予防ケアマネジメント	—

※ この表は介護サービスと同等の内容のサービスが提供される障害福祉サービス等について周知を行うものであり、該当するサービスがあったとしても必ず障害福祉サービス等が利用できるものでないことに留意すること。

（5）福祉用具購入と住宅改修について

上記については介護券の発行によらず、金銭給付による対応となります。手続きとしては被保護者本人が保護変更申請書を福祉事務所あて提出しますと、福祉事務所から必要な金額を本人あて支給（保護費の一部として）しますので、本人が業者あて支払をすることになります。なお、介護保険の被保険者の場合は同時に介護保険給付の申請を行い、介護保険から本人あて償還払いによる保険給付（代金9割分の金額の支払い）があった場合には、生活保護法第63条の規定により、上記金額を福祉事務所あて返還しなければなりません。

例 介護保険の被保険者が入浴用の椅子（代金10,000円）を購入する場合

- ① 介護変更申請書を福祉事務所あて提出（見積書、カタログ等添付）
- ② 介護保険の給付を申請。
- ③ 翌月分の保護費に10,000円を上乗せして本人あて支給。
- ④ 本人が業者あて代金10,000円を支払い、椅子を購入。
- ⑤ 介護保険から本人に償還払いによる保険給付として9,000円が支給。
- ⑥ 生活保護法第63条の規定により福祉事務所から本人あて金額9,000円の返還決定書と納入通知書を発行。
- ⑦ 本人が福祉事務所に9,000円を返還する。

結果的に、生活保護で購入費の全額を立て替えて、あとで9割を本人から徴収（返還）したので介護保険の自己負担相当額1割を生活保護で負担したことになります。

市町村によっては上記の例によらず、本人が1割を業者に支払えばよい手続きを採用していることもあります。（③で代金の1割を支給。⑤以下の手続き不要）

住宅改修の場合は上記①において申請書に見積書、図面等を添付することになります。また工事完成後は福祉事務所から業者あて工事写真の提出を求めることがありますが、その他の手続きの流れは福祉用具購入と同様です。

4 指導及び検査

(1) 指定介護機関に対する指導

①目的

指定介護機関に対する指導は、被保護者の処遇の向上と自立助長に資するため、法による介護の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、介護扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とします。

②対象

指導は、すべての指定介護機関とします。

③内容及び方法

指導の形態は、一般指導と個別指導の2種類です。

ア一般指導

一般指導は、法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、懇談、広報、文書等の方法により行うものとします。

イ個別指導

(ア) 個別指導は、被保護者の処遇が効果的に行われるよう福祉事務所と指定介護機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の介護サービスの給付に関する事務及び給付状況等について介護記録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談指導を行うものとします。

なお、個別指導を行った上、特に必要があると認められるときは、被保護者についてその介護サービスの受給状況等を調査することができるものとします。

(イ) 個別指導は原則として実地に行うものとします。ただし、新たに介護扶助を行う指定介護機関のうち実地に指導を行うことを要さないものについては、複数の指定介護機関の管理者又はその他の関係者を一定の場所に集合させて行うこともあります。また、前年度の個別指導の結果を踏まえ、実地に指導を行うことを要さない指定介護機関のうち引き続き指導の必要があるものについては、書面の提出を受けた上で、指定介護機関の管理者又はその他の関係者を一定の場所に集合させて行うこともあります。

(2) 指定介護機関に対する検査

①目的

指定介護機関に対する検査は、被保護者に係る介護サービスの内容及び介護の報酬の請求の適否を調査して介護の方針を徹底させ、介護扶助の適正な実施を図ることを目的とします。

②対象

検査は、個別指導の結果、検査を行う必要があると認められる指定介護機関及び個別指導を受けることを拒否する指定介護機関とします。ただし、上記以外の指定介護機関であって、介護サービスの内容及び介護の報酬の請求に不正又は不当があると疑うに足りる理由があつて直ちに検査を行う必要がある場合は、この限りではありません。

③内容及び方法

検査は、被保護者に係る介護サービスの内容及び介護の報酬の請求の適否について、介護給付費公費受給者別一覧表等と、介護記録その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行うものとします。

なお、必要に応じ要介護者等についての調査を合わせて行うこともあります。

IV 關係法令条文

1 生活保護法（抄）

（昭和25年5月4日 法律第144号）

（種類）

第11条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助
- 六 出産扶助
- 七 生業扶助
- 八 葬祭扶助

2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

（医療扶助）

第15条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

（介護扶助）

第15条の2 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者をいう。第3項において同じ。）に対して、第1号から第4号まで及び第8号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第4項に規定する要支援者をいう。第6項において同じ。）に対して、第5号から第8号までに掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
- 二 福祉用具
- 三 住宅改修
- 四 施設介護
- 五 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）
- 六 介護予防福祉用具
- 七 介護予防住宅改修
- 八 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業による援助に相とる援助に基づき行うものに限る。）
- 九 移送

2 前項第1号に規定する居宅介護とは、介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第3項に規定する訪問入浴介護、同条第4項に規定する訪問看護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第6項に規定する居宅療養管理指導、同条第7項に規定する通所介護、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、同条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第10項に規定する短期入所療養介護、同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第12項に規定する福祉用具貸与、同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第16項に規定する夜間対応型訪問介護、同条第17項に規定する認知症対応型通所介護、同条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第22項に規定する複合型サービス並びにこれらに相当するサービスをいう。

3 第1項第1号に規定する居宅介護支援計画とは、居宅において生活を営む要介護者が居宅介護その他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「居宅介護等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要介護者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画をいう。

4 第1項第4号に規定する施設介護とは、介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活

介護、同条第26項に規定する介護福祉施設サービス及び同条第27項に規定する介護保健施設サービスをいう。

- 5 第1項第5号に規定する介護予防とは、介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護、同条第3項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第4項に規定する介護予防訪問看護、同条第5項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第6項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第7項に規定する介護予防通所介護、同条第8項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第9項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第10項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第12項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。
- 6 第1項第5号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であって、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員のうち同法第8条の2第18項の厚生労働省令で定める者が作成したものをいう。

（出産扶助）

第16条 出産扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 分べんの介助
- 二 分べん前及び分べん後の処置
- 三 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料

（調査及び検診）

第28条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条（第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

- 2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であった者に対して、報告を求めることができる。
- 3 第1項の規定によって立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定める所により、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

（医療扶助の方法）

第34条 医療扶助は、現物給付によって行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によって行うことができる。

- 2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第49条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。
- 3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（薬事法（昭和35年法律第145号）第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第14条の4第1項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができるものと認められたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。
- 4 第2項に規定する医療の給付のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定によりあん摩マツサージ指圧師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第55条の規定により準用される第49条の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。

- 5 急迫した事情がある場合においては、被保護者は、前2項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。
- 6 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

(介護扶助の方法)

- 第34条の2 介護扶助は、現物給付によって行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によって行うことができる。
- 2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護（第15条の2第2項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）、福祉用具の給付、施設介護、介護予防（同条第5項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）及び介護予防福祉用具の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画（同条第3項に規定する居宅介護支援計画をいう。第54条の2第1項及び別表第2において同じ。）を作成する者、その事業として介護保険法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第54条の2第1項及び別表第2において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画（第15条の2第6項に規定する介護予防支援計画をいう。第54条の2第1項及び別表第2において同じ。）を作成する者並びにその事業として同法第8条の2第13項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第54条の2第1項及び別表第2において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）をいう。以下同じ。）であつて、第54条の2第1項の規定により指定を受けたもの（同条第2項本文の規定により同条第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。
 - 3 前条第5項及び第6項の規定は、介護扶助について準用する。

(出産扶助の方法)

- 第35条 出産扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。
- 2 前項ただし書に規定する現物給付のうち、助産の給付は、第55条第1項の規定により指定を受けた助産師に委託して行うものとする。
 - 3 第34条第5項及び第6項の規定は、出産扶助について準用する。

(医療機関の指定)

- 第49条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

(指定の申請及び基準)

- 第49条の2 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。
- 2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。
 - 一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。
 - 二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 四 申請者が、第51条第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
 - 五 申請者が、第51条第2項の規定による指定の取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 六 申請者が、第54条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第51条第2項の規定による指定の取消の処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定

の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

七 第五号に規定する期間内に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第二号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 厚生労働大臣は、第1項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第50条第2項の規定による指導を受けたものであるとき。

二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不相当と認められるものであるとき。

4 前3項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第1項中「診療所」とあるのは「診療所(前条の政令で定めるものを含む。次項及び第3項において同じ。)」と、第2項第一号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

(指定の更新)

第49条の3 第49条の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条及び健康保険法第68条第2項の規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定医療機関の義務)

第50条 第49条の規定により指定を受けた医療機関(以下「指定医療機関」という。)は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

(変更の届出等)

第50条の2 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を第49条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の辞退及び取消し)

第51条 指定医療機関は、30日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第49条の2第2項第一号から第三号まで又は第九号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定医療機関が、第49条の2第3項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 指定医療機関が、第50条又は次条の規定に違反したとき。

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第54条第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第54条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定医療機関が、不正の手段により第49条の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(診療方針及び診療報酬)

第52条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(医療費の審査及び支払)

第53条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によって請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 第1項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができない。

(報告の徴収及び立入検査)

第54条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であった者（以下この項において「開設者であった者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であった者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第28条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(介護機関の指定等)

第54条の2 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者又は、特定介護予防福祉用具販売事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を指定する。

2 介護機関について、別表第2の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があったときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。

3 前項の規定により第1項の指定をうけたものとみなされた別表第2の上欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の下欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

4 第49条の2（第2項第一号を除く。）の規定は、第1項の指定について、第50条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）について準用する。この場合において、第50条及び第50条の2中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、同条第2項、第52条第1項及び第53条第1項から第3項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費審査委員会」と、同条第4項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

(助産機関及び施術機関の指定等)

第55条 都道府県知事は、助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。

2 第49条の2第1項、第2項（第一号、第四号ただし書、第七号及び第九号を除く。）及び第3項の規定は、前項の指定について、第50条、第50条の2、第51条（第2項第四号、第六号ただし書及び第十号を除く。）及び第54条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第2項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同項第四号中「者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）」とあるのは「者」と、同条第3項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第50条第1項中「医療機関（以下「指定医療機関」とあるのは「助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師（以下それぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関」と、同条第2項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第50条の2中「指定医療機関は」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関は」と、「指定医療機関の」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関の」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同条第2項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第一号から第三号まで及び第五号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第六号中「指定医療機関の開設者又は従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第七号から第九号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、第54条第1項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）」とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関若しくはこれらであつた者」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（告示）

- 第55条の3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。
- 一 第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をしたとき。
 - 二 第50条の2（第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。
 - 三 第51条第1項（第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定の辞退があつたとき。
 - 四 第51条第2項（第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定を取り消したとき。

（大都市等の特例）

第84条の2 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

2 第66条第1項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

2 生活保護法施行令（抄）

（昭和25年5月20日 政令第148号）

（政令で定める機関）

第4条 法第49条に規定する病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者
- 二 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）

（法第49条の2第2項第三号に規定する政令で定める法律）

第4条の2 法第49条の2第2項第三号（同条第4項（法第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む。）、法第49条の3第4項、第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- 二 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）
- 三 栄養士法（昭和22年法律第245号）
- 四 医師法（昭和23年法律第201号）
- 五 歯科医師法（昭和23年法律第202号）
- 六 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）
- 七 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）
- 八 医療法（昭和23年法律第205号）
- 九 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- 十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
- 十一 社会福祉法
- 十二 薬事法（昭和35年法律第145号）
- 十三 薬剤師法（昭和35年法律第146号）
- 十四 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- 十五 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）
- 十六 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）
- 十七 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
- 十八 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）
- 十九 介護保険法
- 二十 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）
- 二十一 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）
- 二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- 二十三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
- 二十四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）

（法第51条第2項第八号に規定する政令で定める法律）

第4条の3 法第51条第2項第八号（法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法
- 二 児童福祉法
- 三 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律
- 四 栄養士法
- 五 医師法
- 六 歯科医師法
- 七 保健師助産師看護師法
- 八 歯科衛生士法
- 九 医療法
- 十 身体障害者福祉法
- 十一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 十二 社会福祉法
- 十三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
- 十四 薬事法
- 十五 薬剤師法
- 十六 老人福祉法
- 十七 理学療法士及び作業療法士法

- 十八 柔道整復師法
- 十九 社会福祉士及び介護福祉士法
- 二十 義肢装具士法
- 二十一 介護保険法
- 二十二 精神保健福祉士法
- 二十三 言語聴覚士法
- 二十四 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）
- 二十五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 二十六 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- 二十七 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

（指定医療機関の指定の更新に関する読替え）

第4条の4 法第49条の3第4項の規定により、健康保険法第68条第2項の規定を準用する場合には、同項中「保険医療機関（第65条第2項の病院及び診療所を除く。）又は保険薬局」とあるのは「生活保護法第50条第1項に規定する指定医療機関」と、「前項」とあるのは「同法第49条の3第1項」と、「同条第1項」とあるのは「同法第49条の2第1項」と読み替えるものとする。

（医療に関する審査機関）

第5条 法第53条第3項（法第55条の2において準用する場合を含む。）に規定する医療に関する審査機関で政令で定めるものは、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める特別審査委員会とする。

（介護扶助に関する読替え）

第6条 法第54条の2第4項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第49条の2第2項第四号	第51条第2項	第54条の2第4項において準用する第51条第2項
第49条の2第2項第五号	第51条第2項	第54条の2第4項において準用する第51条第2項
	第51条第1項	第54条の2第4項において準用する第51条第1項
第49条の2第2項第六号	第54条第1項	第54条の2第4項において準用する第54条第1項
	第51条第2項	第54条の2第4項において準用する第51条第2項
	第51条第1項	第54条の2第4項において準用する第51条第1項
第49条の2第2項第七号	第51条第1項	第54条の2第4項において準用する第51条第1項
第49条の2第2項第八号	医療	介護
第49条の2第3項第一号	医療	介護
	第50条第2項	第54条の2第4項において準用する第50条第2項
第49条の2第3項第二号	医療扶助	介護扶助
	医療を	介護を
第50条第1項及び第2項	医療	介護
第51条第2項第一号	第49条の2第2項第一号から第三号まで	第54条の2第4項において準用する第49条の2第2項第二号、第三号
第51条第2項第二号	第49条の2第3項各号	第54条の2第4項において準用する第49条の2第3項各号
第51条第2項第四号	診療報酬	介護の報酬
第51条第2項第九号及び第十号	医療	介護
第52条第1項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
	国民健康保険	介護保険
第52条第2項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
第53条第1項	診療内容及び診療報酬	介護サービスの内容及び介護の報酬
	診療報酬の額	介護の報酬の額
第53条第3項から第5項まで	診療報酬	介護の報酬
第54条第1項	医療扶助	介護扶助

(介護扶助に関する読替え)

第7条 法第55条第2項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第49条の2第2項第四号	第51条第2項	第55条第2項において準用する第51条第2項
第49条の2第2項第五号	第51条第2項	第55条第2項において準用する第51条第2項
	第51条第1項	第55条第2項において準用する第51条第1項
第49条の2第2項第六号	第54条第1項	第55条第2項において準用する第54条第1項
	第51条第2項	第55条第2項において準用する第51条第2項
	第51条第1項	第55条第2項において準用する第51条第1項
第49条の2第2項第八号	医療	助産又は施術
第49条の2第3項第一号	医療	助産又は施術
	第50条第2項	第55条第2項において準用する第50条第2項
第49条の2第3項第二号	医療扶助	出産扶助又は医療扶助
	医療を	助産又は施術を
第50条第1項及び第2項	医療	助産又は施術
第51条第2項第一号	第49条の2第2項第一号から第三号まで又は第九号のいずれか	第55条第2項において準用する第49条の2第2項第二号又は第三号
第51条第2項第五号	診療録	助産録
第51条第2項第九号	医療	助産又は施術
第54条第1項	医療扶助	出産扶助又は医療扶助
	診療録	助産録

3 生活保護法施行規則（抄）

（昭和25年5月20日 厚生省令第21号）

（後発医薬品）

第4条の2 法第34条第3項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の医薬品とする。

- 一 薬事法（昭和35年法律第145号）第14条の4第1項第2号に掲げる医薬品
- 二 薬事法第14条の4第1項各号に掲げる医薬品に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であってその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品

（指定医療機関の指定の申請）

第10条 法第49条の2第1項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

- 一 病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地
 - 二 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所
 - 三 病院又は診療所にあつては保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）である旨、薬局にあつては保険薬局（同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）である旨
 - 四 法第49条の2第2項第二号から第九号まで（法第49条の2第4項（法第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む。）、第49条の3第4項、第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下「誓約書」という。）
 - 五 その他必要な事項
- 2 法第49条の2第4項において準用する同条第1項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所（生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）第4条各号に掲げるものを含む。第1号及び次項を除き、以下この条において同じ。）又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地（指定訪問看護事業者等（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（以下「指定訪問看護事業」という。）又は当該指定に係る居宅サービス事業（以下「指定居宅サービス事業」という。）若しくは当該指定に係る介護予防サービス事業（以下「指定介護予防サービス事業」という。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地。第4項及び第11条において同じ。）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その名称及び所在地
 - 二 指定訪問看護事業者等にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに訪問看護ステーション等の名称及び所在地
 - 三 病院若しくは診療所又は薬局の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称
 - 四 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所
 - 五 病院又は診療所にあつては保険医療機関である旨、薬局にあつては保険薬局である旨、指定訪問看護事業者等にあつては指定訪問看護事業者等である旨
 - 六 誓約書
 - 七 その他必要な事項
- 3 法第49条の3第1項の規定に基づき指定医療機関の指定の更新を受けようとする国の開設した病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、第1項各号（第四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。
- 一 現に受けている指定の有効期間満了日
 - 二 誓約書
- 4 法第49条の3第1項の規定に基づき指定医療機関の指定の更新を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者（前項に規定するものを除く。）は、第2項各号（第六号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 現に受けている指定の有効期間満了日
 - 二 誓約書

（法第49条の2第2項第四号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの）

第10条の2 法第49条の2第2項第四号（同条第4項（法第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む。）、第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める同号

本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣又は都道府県知事が法第54条第1項（第54条の2第4項において準用する場合を含む。）その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該病院若しくは診療所又は薬局の開設者が有していた責任の程度を確認した結果、当該開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

（聴聞決定予定日の通知）

第10条の3 法第49条の2第2項第六号（同条第4項（法第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む。））、第49条の3第4項、第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、法第54条第1項（法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知するものとする。

（法第49条の2第4項において読み替えて準用する同条第2項第一号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設）

第10条の4 法第49条の2第4項において読み替えて準用する同条第2項第一号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設は、訪問看護ステーション等とする。

（厚生労働省令で定める指定医療機関）

第10条の5 法第49条の3第4項で準用する健康保険法第68条第2項の厚生労働省令で定める指定医療機関は、保険医（同法第64条に規定する保険医をいう。）である医師若しくは歯科医師の開設する診療所である保険医療機関又は保険薬剤師（同法第64条に規定する保険薬剤師をいう。）である薬剤師の開設する保険薬局であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの又はその指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているものとする。

（指定介護機関の指定の申請等）

第10条の6 法第54条の2第4項において準用する第49条の2第1項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

- 一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の種別並びに名称及び所在地
- 二 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 三 当該申請に係る地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設が、介護保険法第42条の2第1項若しくは第48条第1項第一号の指定又は同法第94条第1項の許可を受けている場合は、その旨
- 四 誓約書
- 五 その他必要な事項

- 2 法第54条の2第4項において準用する第49条の2第4項において準用する同条第1項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする介護機関の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該介護機関の所在地（その事業として居宅介護を行う者（以下「居宅介護事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護事業（居宅介護を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護事業所」という。）の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者（以下「居宅介護支援事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護支援事業（居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）の所在地、特定福祉用具販売事業者（法第34条の2第2項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る特定福祉用具販売事業（介護保険法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定福祉用具販売事業所」という。）の所在地、その事業として介護予防を行う者（以下「介護予防事業者」という。）にあつては当該申請に係る介護予防事業（介護予防を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防事業所」という。）の所在地、その事業として法第15条の2第6項に規定する介護予防支援計画を作成する者（以下「介護予防支援事業者」という。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防支援事業（介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防支援事業所」という。）の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業者（法第34条の2第2項に規定する特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る特定介護予防福祉用具販売事業（介護保険法第8条の2第13項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）の所在地（次条において同じ。）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
 - 一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設にあつては、当該施設の種別並びに名称及び所在地
 - 二 介護機関の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称
 - 三 介護機関の管理者の氏名、生年月日及び住所
 - 四 居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者又は特定介護予防福祉用具販売事業者にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地、当該申請に係る事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該申請に係る事業所において行う事業の種類

- 五 当該申請に係る介護機関が、介護保険法第41条第1項、第42条の2第1項、第46条第1項、第48条第1項第一号、第53条第1項、第54条の2第1項若しくは第58条第1項の指定又は同法第94条第1項の許可を受けている場合は、その旨
- 六 誓約書
- 七 その他必要な事項

(指定介護機関の指定に係る介護機関の別段の申出)

第10条の7 法第54条の2第2項ただし書の規定による別段の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を当該介護機関の所在地を管轄する都道府県知事(国の開設した介護老人保健施設にあっては、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長)に提出することにより行うものとする。

- 一 介護機関の名称及び所在地
- 二 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所
- 三 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類
- 四 法第54条の2第2項本文に係る指定を不要とする旨

(指定助産機関及び指定施術機関の指定の申請等)

第10条の8 法第55条第2項において準用する第49条の2第1項の規定により指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けようとする助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師(以下「施術者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該助産師又は施術者の住所地(助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあっては、当該助産所又は施術所の所在地)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 助産師又は施術者の氏名、生年月日及び住所(助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあっては、その氏名及び生年月日並びに助産所又は施術所の名称及び所在地)
- 二 誓約書
- 三 その他必要な事項

2 前項の申請書には、免許証の写しを添付しなければならない。

(保護の実施機関の意見聴取)

第11条 法第49条、第54条の2第1項若しくは第55条第1項又は第49条の3第1項の規定により都道府県知事が、指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関の指定又は指定医療機関の指定の更新をするに当たっては、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局、介護機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所地(指定訪問看護事業者等にあつては第10条第2項の申請に係る訪問看護ステーション等の所在地又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者若しくは特定介護予防福祉用具販売事業者にあつては第10条の6第2項の申請に係る居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所若しくは特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地)の保護の実施機関の意見を聴くことができる。

(指定の告示)

第12条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3(同条第1号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定年月日
- 二 病院、診療所若しくは薬局又は地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設にあってはその名称及び所在地
- 三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者若しくは特定介護予防福祉用具販売事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所若しくは特定介護予防福祉用具販売事業所の名称及び所在地
- 四 助産師又は施術者にあってはその氏名及び住所(助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあってはその氏名並びに助産所又は施術所の名称及び所在地)

(標示)

第13条 指定医療機関、指定介護機関又は指定を受けた助産師若しくは施術者は、様式第3号の標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(変更等の届出)

第14条 法第50条の2(法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第49条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあっては第10条第1項各号(第四号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは

診療所（生活保護法施行令第4条各号に掲げるものを含む。）又は薬局にあつては同条第2項各号（第六号を除く。）に掲げる事項とし、法第54条の2第1項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設にあつては第10条の6第1項各号（第四号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第2項各号（第六号を除く。）に掲げる事項とし、法第55条第1項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第10条の8第1項第一号及び第三号に掲げる事項（次項において「届出事項」という。）とする。

- 2 法第50条の2の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。
 - 一 届出事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びその年月日
 - 二 事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、その旨及びその年月日
- 3 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関（以下「指定医療機関等」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条、薬事法（昭和35年法律第145号）第72条第4項若しくは第75条第1項、医師法（昭和23年法律第201号）第7条第1項若しくは第2項、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条第1項若しくは第2項、介護保険法第77条第1項、第78条の10第1項、第84条第1項、第92条第1項、第101条、第102条、第103条第3項、第104条第1項、第114条第1項、第115条の9第1項、第115条の19第1項、第115条の29第1項若しくは第115条の35第6項、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第14条第1項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条第1項若しくは第11条第2項又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第8条第1項若しくは第22条に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、10日以内に、法第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

（変更等の告示）

第14条の2 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3（第2号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、第12条第2号から第4号までに掲げる事項とする。

（指定の辞退）

第15条 法第51条第1項（法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

（辞退等に関する告示）

第16条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3（第3号及び第4号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、第12条第2号から第4号までに掲げる事項とする。

（診療報酬の請求及び支払）

第17条 都道府県知事が法第53条第1項（法第55条の2において準用する場合を含む。）の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定医療機関（医療保護施設を含む。この条において以下同じ。）は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）又は訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成4年厚生省令第5号）の定めるところにより、当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

- 2 前項の場合において、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、当該指定医療機関に対し、都道府県知事が当該指定医療機関の所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に設けられた審査委員会又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める特別審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。

（介護の報酬の請求及び支払）

第18条 都道府県知事が法第54条の2第4項において準用する法第53条第1項の規定により介護の報酬の審査を行うこととしている場合においては、指定介護機関は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号）の定めるところにより、当該指定介護機関が行った介護に係る介護の報酬を請求するものとする。

- 2 前項の場合において、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、当該指定介護機関に対し、都道府県知事が介護保険法第179条に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その介護の報酬を支払うものとする。

4 指定医療機関医療担当規程

昭和25年8月23日 厚生省告示第222号
最終改正 平成25年 厚生労働省告示第385号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条第1項の規定により、指定医療機関医療担当規程を次のとおり定める。

指定医療機関医療担当規程
(指定医療機関の義務)

第1条 指定医療機関は、生活保護法(以下、「法」という。)に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者(以下「患者」という。)の医療を担当しなければならない。

(医療券及び初診券)

第2条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券(初診券を含む。以下同じ。)を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

第3条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

(診療時間)

第4条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

(援助)

第5条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めたときは、速やかに、患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 二 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 三 移送
- 四 歯科の補てつ

(後発医薬品)

第6条 指定医療機関の医師又は歯科医師(指定医療機関である医師又は歯科医師を含む。)は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品(法第34条第3項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。)の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合には、可能な限り患者にその使用を促すよう努めなければならない。

2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第9条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方せんを発行した医師が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。

(証明書等の交付)

第7条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(診療録)

第8条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によつて医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第9条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第10条 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知った場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。
- 二 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第11条 指定医療機関である健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によつて」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によつて」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(薬局に関する特例)

第12条 指定医療機関である薬局にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替え適用するものとする。

(準用)

第13条 第1条から第10条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合及び指定助産師又は指定施術者が被保護者の助産又は施術を担当する場合に準用する。

5 生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

昭和34年5月6日 厚生省告示第125号
最終改正 平成20年 厚生労働省告示第171号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第52条第2項(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定により、生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬を次のとおり定め、昭和34年1月1日から適用し、生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬(昭和25年8月厚生省告示第212号)は、昭和33年12月31日限り廃止する。

生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

- 一 歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱において、歯科材料として金を使用することは、行なわない。
- 二 国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの(厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第2条第7号に規定する療養(次項において「長期入院選定療養」という。))につき別に定めるところによる場合を除く。第4項において同じ。)は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。
- 三 前項の規定により指定医療機関及び医療保護施設に適用される長期入院選定療養に係る費用の額は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第42条第1項第1号に掲げる場合の例による。
- 四 前3項に定めるもののほか、結核の医療その他の特殊療法又は新療法による医療その他生活保護法(昭和25年法律第144号)の基本原則及び原則に基づき国民健康保険の診療方針及び診療報酬(保険外併用療養費の支給に係るものを除く。)と異なる取扱いを必要とする事項に関しては、別に定めるところによる。
- 五 75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者であつて高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表に定める程度の障害の状態にあるもの(健康保険法(大正11年法律第70号)若しくは船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者及び被扶養者、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者である者を除く。)に係る診療方針及び診療報酬は、前各項に定めるもののほか、後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬(健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)及び同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。))にあつては高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第78条第4項の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第79条第1項の規定による厚生労働大臣の定め)の例による。
- 六 指定医療機関が健康保険の保険医療機関又は保険薬局であり、かつ、国民健康保険法第45条第3項(同法第52条第6項、第52条の2第3項及び第53条第3項において準用する場合を含む。)の規定による別段の定め契約当事者であるときは、当該契約の相手方である市町村(特別区を含む。)の区域に居住地(生活保護法第19条第1項第2号又は同条第2項に該当する場合にあつては所在地とし、同条第3項に該当する場合にあつては入所前の居住地又は所在地とする。)を有する被保護者について当該指定医療機関が行つた医療に係る診療報酬は、当該定の例による。
- 七 指定医療機関がそれぞれその指定を受けた地方厚生局長又は都道府県知事若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)の市長との間に及び医療保護施設がその設置について認可を受けた都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長又はこれを設置した都道府県若しくは指定都市若しくは中核市を管轄する都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長との間に、診療報酬に関して協定を締結したときは、当該指定医療機関又は医療保護施設に係る診療報酬は、当該協定による。ただし、当該協定による診療報酬が健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第85条第2項及び第85条の2第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第86条第2項第1号の規定による厚生労働大臣の定め(前項に該当する指定医療機関にあつては、当該定めのうち診療報酬が最低となる定め)若しくは同法第88条第4項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第74条第2項及び第75条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第78条第4項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例による場合に比べて同額又は低額である場合に限る。
- 八 第6項に該当する指定医療機関について前項に規定する協定の締結があつたときは、第6項の規定は、これを適用しない。

6 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養

平成18年9月12日 厚生労働省告示第495号
最終改正 平成24年 厚生労働省告示第156号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)の施行に伴い、厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養を次のように定め、平成18年10月1日から適用し、厚生労働大臣の定める選定療養(平成18年厚生労働省告示第105号)は、平成18年9月30日限り廃止する。

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養

第1条 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第2項第3号及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第64条第2項第3号に規定する評価療養は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 別に厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院又は診療所において行われるものに限る。)
- 二 薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第16項に規定する治験(人体に直接使用される薬物に係るものに限る。)に係る診療
- 三 薬事法第2条第16項に規定する治験(機械器具等に係るものに限る。)に係る診療
- 四 薬事法第14条第1項又は第19条の2第1項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る医薬品(人体に直接使用されるものに限る。別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)の投与(別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において当該承認を受けた日から起算して90日以内に行われるものに限る。)
- 五 薬事法第14条第1項又は第19条の2第1項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る医療機器(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)の使用又は支給(別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において保険適用を希望した日から起算して240日以内に行われるものに限る。)
- 六 使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成20年厚生労働省告示第60号)に記載されている医薬品(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)の投与であって、薬事法第14条第1項又は第19条の2第1項の規定による承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果に係るもの(別に厚生労働大臣が定める条件及び期間の範囲内で行われるものに限る。)
- 七 薬事法第14条第1項又は第19条の2第1項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る医療機器(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)の使用であって、当該承認に係る使用目的、効能若しくは効果又は操作方法若しくは使用方法と異なる使用目的、効能若しくは効果又は操作方法若しくは使用方法に係るもの(別に厚生労働大臣が定める条件及び期間の範囲内で行われるものに限る。)

第2条 健康保険法第63条第2項第4号及び高齢者医療確保法第64条第2項第4号に規定する選定療養は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 特別の療養環境の提供
- 二 予約に基づく診察
- 三 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察
- 四 病床数が200以上の病院について受けた初診(他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。)
- 五 病床数が200以上の病院について受けた再診(当該病院が他の病院(病床数が200未満のものに限る。))又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。)
- 六 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるもの
- 七 別に厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護(別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の入院及びその療養に伴う世話その他の看護を除く。)
- 八 前歯部の金属歯冠修復に使用する金合金又は白金合金の支給
- 九 金属床による総義歯の提供
- 十 齲う蝕に罹り患している患者(齲う蝕多発傾向を有しないものに限る。)であって継続的な指導管理を要するものに対する指導管理

7 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等

平成18年9月12日 厚生労働省告示第498号
最終改正 平成25年 厚生労働省告示第6号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)の施行に伴い、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等を次のように定め、平成18年10月1日から適用し、選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成14年厚生労働省告示第88号)は、平成18年9月30日限り廃止する。

保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等

- 一 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号。以下「告示」という。)第1条第4号に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品
 - イ 使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成20年厚生労働省告示第60号)に記載されている医薬品
 - ロ 薬事法(昭和35年法律第145号)第14条第1項又は第19条の2第1項の規定による承認を受けた者が使用薬剤の薬価(薬価基準)への掲載を希望している医薬品(当該承認に係る医薬品に限る。)以外の医薬品
- 二 告示第1条第4号に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準
 - イ 病院及び診療所にあつては、告示第1条第4号に規定する医薬品の投与を行うにつき必要な薬剤師が配置されており、かつ、当該医薬品の投与を行うにつき必要な医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設を有していること。
 - ロ 薬局にあつては、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第3調剤報酬点数表第1節に規定する調剤基本料の注2の規定に基づく届出を行った薬局であつて、イに規定する基準に適合している病院又は診療所において健康保険の診療に従事している医師又は歯科医師から交付された処方せんに基づき告示第1条第4号に規定する医薬品を投与するものであること。
- 三 告示第1条第5号に規定する別に厚生労働大臣が定める医療機器
 - イ 保険適用されている医療機器
 - ロ 薬事法第14条第1項又は第19条の2第1項の規定による承認を受けた者が保険適用を希望している医療機器(当該承認に係る医療機器に限る。)以外の医療機器
- 四 告示第1条第5号に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準
 - イ 病院及び診療所にあつては、告示第1条第5号に規定する医療機器の使用又は支給を行うにつき必要な体制が整備されていること。
 - ロ 薬局にあつては、診療報酬の算定方法別表第3調剤報酬点数表第1節に規定する調剤基本料の注2の規定に基づく届出を行った薬局であつて、イに規定する基準に適合している病院又は診療所において健康保険の診療に従事している医師又は歯科医師から交付された処方せんに基づき告示第1条第5号に規定する医療機器を支給するものであること。
- 五 告示第1条第6号に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品
 - イ 薬事法第14条第9項(同法第19条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定による承認事項(用法、用量、効能又は効果に限る。)の一部変更の承認(以下「医薬品一部変更承認」という。)の申請(申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行われるものに限る。)を行うことが適当と認められるものとして厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第11条に規定する薬事・食品衛生審議会が事前の評価を開始した医薬品(当該評価が終了したものを除く。)
 - ロ 医薬品一部変更承認の申請(申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行われるものに限る。)が受理された医薬品(イの評価が終了したものを除く。)
- 六 告示第1条第6号に規定する別に厚生労働大臣が定める条件
 - イ 前号イに規定する医薬品の投与にあつては、当該評価が開始された際に付された条件に従うこと。
 - ロ 前号ロに規定する医薬品の投与にあつては、当該申請に係る用法、用量、効能又は効果に従うこと。
- 七 告示第1条第6号に規定する別に厚生労働大臣が定める期間
 - イ 第5号イに規定する医薬品の投与にあつては、当該評価が開始された日から6月
 - ロ 第5号ロに規定する医薬品の投与にあつては、当該申請が受理された日から2年(当該期間内に当該申請に対する処分があつたとき又は当該申請の取下げがあつたときは、当該処分又は取下げがあつた日までの期間)
- 七の二 告示第1条第7号に規定する別に厚生労働大臣が定める医療機器
 - イ 保険適用されている医療機器であつて、薬事法第14条第9項(同法第19条の2第5項において準用する場合を含む。)

の規定による承認事項(使用目的、効能若しくは効果又は操作方法若しくは使用方法に限る。)の一部変更の承認(以下「医療機器一部変更承認」という。)の申請(申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行われるものに限る。)を行うことが適当と認められるものとして厚生労働省設置法第11条に規定する薬事・食品衛生審議会が事前の評価を開始したもの

- ロ 保険適用されている医療機器であって、医療機器一部変更承認の申請(申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行われるものに限る。)が受理されたもの

七の三 告示第1条第7号に規定する別に厚生労働大臣が定める条件

- イ 前号イに規定する医療機器の使用にあつては、当該評価が開始された際に付された条件に従うこと。
- ロ 前号ロに規定する医療機器の使用にあつては、当該申請に係る使用目的、効能若しくは効果又は操作方法若しくは使用方法に従うこと。

七の四 告示第1条第7号に規定する別に厚生労働大臣が定める期間

- イ 第7号の二イに規定する医療機器の使用にあつては、当該評価が開始された日から6月(当該期間内に医療機器一部変更承認の申請が受理されたときは、当該申請が受理された日までの期間)
- ロ 第7号の二ロに規定する医療機器の使用にあつては、当該申請が受理された日から2年(当該期間内に当該申請に対する処分があったとき又は当該申請の取下げがあったときは、当該処分又は取下げがあった日までの期間)

七の五 告示第2条第6号に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの

- イ 診療報酬の算定方法別表第1医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)区分番号D009の2に掲げる癌がん胎児性抗原(CEA)(同告示別表第2歯科診療報酬点数表(以下「歯科点数表」という。)第2章第3部検査通則第5号においてその例による場合を含む。)
- ロ 医科点数表区分番号D009の3に掲げる α -フエトプロテイン(AFP)(歯科点数表第2章第3部検査通則第5号においてその例による場合を含む。)
- ハ 医科点数表区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料
- ニ 医科点数表区分番号H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料
- ホ 医科点数表区分番号H002に掲げる運動器リハビリテーション料
- ヘ 医科点数表区分番号H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料
- ト 医科点数表区分番号I008-2に掲げる精神科ショート・ケア
- チ 医科点数表区分番号I009に掲げる精神科デイ・ケア
- リ 医科点数表区分番号I010に掲げる精神科ナイト・ケア
- ヌ 医科点数表区分番号I010-2に掲げる精神科デイ・ナイト・ケア
- ル 歯科点数表区分番号H000に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料

八 告示第2条第7号に規定する別に厚生労働大臣が定める入院期間の計算方法

- イ 病院又は診療所を退院した後、同一の疾病又は負傷により、当該病院若しくは診療所又は他の病院若しくは診療所に入院した場合(当該疾病又は負傷が治癒し、又はこれに準ずる状態になった後に入院した場合を除く。)にあつては、これらの病院又は診療所において通算対象入院料(医科点数表又は歯科点数表に規定する一般病棟入院基本料(特別入院基本料、七対一特別入院基本料、十対一特別入院基本料及び特定入院基本料を含み、医科点数表に規定する一般病棟入院基本料の注13の規定により算定する場合(歯科点数表第1章第2部第1節通則1の規定により医科点数表の例により算定する場合を含む。))を除く。)、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。))及び専門病院入院基本料をいう。以下同じ。)を算定していた期間を通算する。
- ロ イの場合以外の場合にあつては、現に入院している病院又は診療所において通算対象入院料を算定していた期間を通算する。

九 告示第2条第7号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者

- イ 通算対象入院料を算定する病棟又は診療所に入院している患者以外の患者
- ロ 医科点数表第1章第2部第2節に規定する難病患者等入院診療加算を算定する患者
- ハ 医科点数表第1章第2部第2節及び歯科点数表第1章第2部第2節に規定する重症者等療養環境特別加算を算定する患者
- ニ 重度の肢体不自由者(平成20年10月1日以降においては、脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。)、脊髄損傷等の重度障害者(平成20年10月1日以降においては、脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。)、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等
- ホ 悪性新生物に対する腫瘍用薬(重篤な副作用を有するものに限る。)を投与している状態にある患者

- へ 悪性新生物に対する放射線治療を実施している状態にある患者
 - ト ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態にある患者
 - チ 人工呼吸器を使用している状態にある患者
 - リ 人工腎臓又は血漿交換療法を実施している状態にある患者
 - ヌ 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態(当該手術を実施した日から起算して30日までの間に限る。)にある患者
 - ル 15歳未満の患者
 - ヲ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第1号の育成医療の給付又は児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第23条の2第2項第1号の医療の給付を受けている患者
 - ワ ロからヌまでに掲げる状態に準ずる状態にある患者
- 十 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第496号)別表第2に規定する180日を超えた日以後の入院に係る別に厚生労働大臣が定める点数
通算対象入院料の基本点数

8 指定介護機関介護担当規程

(平成12年3月31日 厚生省告示第191号)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

指定介護機関介護担当規程

(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者(以下「要介護者」という。)の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

9 生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬

平成12年4月19日 厚生省告示第214号
最終改正 平成24年 厚生労働省告示第181号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定に基づき、生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 五 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第12条第3項第3号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 六 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 七 介護保険法(平成9年法律第123号)第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 八 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 九 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 十 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

V 関係団体（機関）名簿及び県内福祉事務所一覧

1 関係団体（機関）名簿

団体名	住所	電話番号
大分県福祉保健部地域福祉推進室	〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1	097-536-1111
社会保険診療報酬支払基金大分支部	〒870-0016 大分市新川町2丁目5-17	097-532-8226
大分県国民健康保険団体連合会	〒870-0022 大分市大手町2丁目3-12	097-534-8470

2 県内福祉事務所

団体名	住所	電話番号
東部保健所地域福祉室	〒879-1506 速見郡日出町仁王山3531-24	0977-72-2327
西部保健所地域福祉室	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1	0973-72-9522
大分市福祉事務所 (生活福祉課)	〒870-8504 大分市荷揚町2-31	097-534-6111
別府市福祉事務所 (社会福祉課)	〒874-8511 別府市上野口町1-15	0977-21-1111
中津市福祉部社会福祉課	〒871-8501 中津市豊田町14-3	0979-22-1111
日田市福祉事務所 (社会福祉課)	〒877-8601 日田市田島2丁目6-1	0973-23-3111
佐伯市福祉事務所 (社会福祉課)	〒876-8585 佐伯市中村南町1-1	0972-22-3111
臼杵市福祉事務所 (福祉課)	〒875-8501 臼杵市大字臼杵72-1	0972-63-1111
津久見市福祉事務所	〒879-2435 津久見市宮本町20-15	0972-82-4111
竹田市福祉事務所 (社会福祉課)	〒878-8555 竹田市大字会々1650	0974-63-4811
豊後高田市社会福祉課	〒879-0692 豊後高田市是永町39番地3 (高田庁舎)	0978-22-3100
杵築市福祉推進課	〒879-1307 杵築市山香町野原1010-2 (山香庁舎)	0977-75-2405
宇佐市福祉事務所 (福祉課)	〒879-0492 宇佐市大字上田1030	0978-32-1111
豊後大野市福祉事務所 (社会福祉課)	〒879-7198 豊後大野市三重町市場1200	0974-22-1001
由布市福祉事務所 (福祉対策課)	〒879-5192 由布市湯布院町川上3738-1	0977-84-3111
国東市福祉課	〒873-0503 国東市国東町鶴川149番地	0978-72-1111

VI 各種様式

指定医療機関 様式集

※所在地を所管する福祉事務所に提出してください。

※記載要領3を参照

「指定」か「指定更新」のどちらかにマル

生活保護法指定医療機関（指定・指定更新）申請書

名称	(フリガナ) ○○クリニック		医療機関 コード	1	2	3	4	5	6	7
	○○クリニック ※記載要領2,3を参照									
所在地	〒****-**** 大分県○○市○○町○-○ (保険医療機関の所在地を記載) TEL(***) ***-****									
開設者の氏名、生年月日、住所 ※法人の場合は、「氏名(名称)欄」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」欄に主たる事務所の所在地を記載してください。	氏名(名称等)	(フリガナ) ○○ ○○ ○○ ○○								
	生年月日	昭和○○年○○月○○日 (法人の場合は記入不要)								
	住所(所在地)	〒****-**** 大分県○○市○○町○-○ (保険医療機関の所在地を記載) TEL(***) ***-****								
管理者の氏名、生年月日、住所	氏名	(フリガナ) ○○ ○○ ○○ ○○	(生年月日) 年 月 日							
	住所	〒****-**** 大分県○○市○○町○-○ ※記載要領6を参照								
診療科名	○○科、○○科、○○科 ※記載要領5を参照									
病床数	一般	○○床 (○○床)	結核	○○床 (○○床)						
	療養	床 (床)	感染症	床 (床)						
	精神	床 (床)								
健康保険法による指定 (保険医療機関の指定)	① 指定申請中 (※記載要領7を参照)		有効期間	平成○○年○○月○○日から 平成○○年○○月○○日まで						
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定 (結核等)	① 無 指定申請中		平成○○年○○月○○日指定 (申請)							
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	① 有 ・ 無	左欄の「有」に該当する場合で、開設者以外に診療もしくは調剤の従事している医師、歯科医師若しくは薬剤師がいる場合、その医師、歯科医師若しくは薬剤師の氏名を記載してください。	氏名 ○○ ○○ ※記載要領10を参照							
			※該当するのは、「個人開設」かつ「個人若しくは同居の家族で診療・調剤を行っている場合」のみ (この欄には、開設者以外の家族の氏名を記載) ※病院や法人開設、他人を雇っている場合は該当無し							
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日	年 月 日 (更新の場合のみ記載)									

上記のとおり指定を申請します。

平成 年 月 日

大分県知事 殿

※九州厚生局が6年ごとに有効期間を定めて指定する保険医療機関のことです。

※各医療機関の指定状況は、九州厚生局のホームページで確認できます。

※主には、旧「結核予防法による指定」(保健所が指定)が該当します。

※不明な場合は、記入する必要はありません。

〒 _____
住所:

申請者 (開設者) TEL() _____

氏名: _____ ①

※申請書の「開設者欄」、「申請者欄」と誓約書の「誓約者氏名・住所」は、必ず同じ記載になります。

生活保護法指定医療機関（ 指定 ・ 指定更新 ） 申請書

名 称	(フリガナ)		医療機関 コード						
所 在 地	〒 ー		TEL() ー						
開設者の氏名、生年月日、住所 <small>※法人の場合は、「氏名(名称)欄」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」欄に主たる事務所の所在地を記載してください。</small>	氏名 <small>(フリガナ)</small>	(フリガナ)							
	生年月日	年 月 日							
	住所 <small>(所在地)</small>	〒 ー							
管理者の氏名、生年月日、住所	氏名	(フリガナ)				(生年月日)			
	住所	〒 ー							
診 療 科 名									
病 床 数	一 般	床 (床)		結 核	床 (床)				
	療 養	床 (床)		感 染 症	床 (床)				
	精 神	床 (床)							
健康保険法による指定	有 ・ 指定申請中			有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定	有 ・ 無 ・ 指定申請中			年 月 日指定 (申請)					
生活保護法第 49 条の 3 第 4 項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	有	左欄の「有」に該当する場合で、開設者以外に診療もしくは調剤の従事している医師、歯科医師若しくは薬剤師がいる場合、その医師、歯科医師若しくは薬剤師の氏名を記載してください。		氏 名					
	無								
	有								
	無								
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日	年 月 日 (更新の場合のみ記載)								

上記のとおり指定を申請します。

平成 年 月 日

大分県知事 殿

〒 ー

住所： _____

申請者 (開設者)

TEL() ー

氏名： _____ ㊞

注意事項

- 1 この書類は、所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 貴機関が指定された場合には、県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。
- 3 更新申請の場合、指定の有効期間の満了日までに、申請に対する通知がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその通知がされるまでの間は、なおその効力を有します。

記載要領

- 1 標題の「指定・指定更新」の部分は、指定、指定更新のいずれかを○で囲んでください。
- 2 「名称」は医療法による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。
- 3 「医療機関コード」は保険医療機関番号を記載してください。
- 4 開設者が法人の場合、「氏名（名称等）」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所（所在地）」に法人の主たる事務所の所在地を記載してください。（開設者が法人の場合、生年月日については記載の必要はありません。）
- 5 「診療科名」は、標榜する診療科名を記載してください。診療科名が複数ある場合には、主たる診療科を最初に記載してください。（薬局の場合、「診療科名」は記載の必要はありません。）
- 6 「病床数」は、休床中の病床も含めて医療法により都道府県知事に許可された病床数を記入し、休床数を（ ）内に記入してください。
- 7 「健康保険法による指定」は、申請時点における健康保険法による指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は健康保険法による指定の有効期間を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、健康保険法による指定の申請を行った日を記載してください。
※健康保険法の指定を受けていない場合には、生活保護法の指定は受けられません。
※訪問看護ステーションのうち、介護保険法の指定を受けることにより、健康保険法の指定を受けたとみなされるものについては、「健康保険法による指定」の「有効期間」には、介護保険法の指定の有効期間を記載してください。
- 8 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定」は、申請時点における結核指定医療機関としての指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は指定年月日を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、結核指定医療機関の指定の申請を行った日を記載してください。
- 9 「現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日」については、生活保護法第 49 条の 3 第 1 項に基づき指定の更新を受けようとする場合に記載してください。
- 10 「生活保護法第 49 条の 3 第 4 項において規定する診療所又は薬局」とは、以下のいずれかに該当するものであり、②に該当する場合には、診療若しくは調剤に従事している医師、歯科医師若しくは薬剤師の氏名を記載してください。
 - ① 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
 - ② 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
- 11 申請者（開設者）の署名は、法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までに該当しない旨の誓約書

大 分 県 知 事 殿

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定に該当しないことを誓約します。

住 所 _____

氏名又は名称 _____ 印 _____

(誓約項目)

生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定関係

1 第 2 項第 2 号関係

開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

2 第 2 項第 3 号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)
- 3 栄養士法(昭和 22 年法律第 245 号)
- 4 医師法(昭和 23 年法律第 201 号)
- 5 歯科医師法(昭和 23 年法律第 202 号)
- 6 保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)
- 7 歯科衛生士法(昭和 23 年法律第 204 号)
- 8 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)
- 9 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)
- 11 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)
- 13 薬剤師法(昭和 35 年法律第 146 号)
- 14 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)
- 15 理学療法士及び作業療法士法(昭和 40 年法律第 137 号)
- 16 柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)
- 18 義肢装具士法(昭和 62 年法律第 61 号)
- 19 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)
- 20 精神保健福祉士法(平成 9 年法律第 131 号)
- 21 言語聴覚士法(平成 9 年法律第 132 号)
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)
- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)
- 26 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成 25 年法律第 85 号)
- 28 国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 4 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。)
- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)
- 30 公認心理師法(平成 27 年法律第 68 号)

3 第2項第4号関係

都道府県知事が当該指定の取消しの処分となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であること（取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者が当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）。

4 第2項第5号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

5 第2項第6号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

6 第2項第7号関係

第5号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、開設者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

7 第2項第8号関係

開設者が、指定の申請前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたものであること。

8 第2項第9号関係

当該申請に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当すること。

(記入上の注意)

①誓約書上部の「住所」と「氏名又は名称」の欄には、申請書の申請者と同じ内容を記載してください。

②誓約者（申請者）が法人の場合には、法人名称と代表者氏名を記載し、代表者印を押印してください。

指定介護機関 様式集

生活保護法
中国残留邦人等支援法

指定介護機関指定申請書

生活保護法第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に基づき、次のとおり指定を申請します。

名称					
所在地	〒 -				
連絡先	電話番号			FAX番号	
管理者氏名					
介護機関コード等					
施設又は実施する事業の種別	事業開始(予定)年月日	既指定の年月日	介護保険法の指定を受けている事業		
			指定年月日	介護保険事業者番号	
居宅介護	訪問介護				
	訪問入浴介護				
	訪問看護				
	訪問リハビリテーション				
	居宅療養管理指導				
	通所介護				
	通所リハビリテーション				
	短期入所生活介護				
	短期入所療養介護				
	認知症対応型共同生活介護				
	特定施設入居者生活介護				
	福祉用具貸与				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
	夜間対応型訪問介護				
	地域密着型通所介護				
	認知症対応型通所介護				
小規模多機能型居宅介護					
看護小規模多機能型居宅介護					
地域密着型特定施設入居者生活介護					
居宅介護支援事業					
施設介護	地域密着型介護老人福祉施設				
	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護療養型医療施設				
介護予防	介護予防訪問介護				
	介護予防訪問入浴介護				
	介護予防訪問看護				
	介護予防訪問リハビリテーション				
	介護予防居宅療養管理指導				
	介護予防通所介護				
	介護予防通所リハビリテーション				
	介護予防短期入所生活介護				
	介護予防短期入所療養介護				
	介護予防特定施設入居者生活介護				
	介護予防福祉用具貸与				
	介護予防認知症対応型通所介護				
介護予防小規模多機能型居宅介護					
介護予防					
特定福祉用具販売					
特定介護予防福祉用具販売					
介護予防支援					
介護予防・生活支援 総合事業()					
職員配置の状況	別紙に記載のこと				
利用定員等					
サービス費用基準額以外に必要な利用料の額					

平成 年 月

大分県知事 殿

住所
(申請者)
氏名

注意事項

- 1 この書類は、都道府県知事（指定都市等市長）あてに直接又は所在地を管轄する福祉事務所を經由して提出してください。
- 2 貴機関等が指定された場合には、都道府県（指定都市等）告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

記載要領

- 1 介護老人保健施設、介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 2 「名称」欄は、略称等を用いることなく、開設許可又は指定を受ける正式な名称を用いて記載してください。
- 3 「管理者氏名」欄は、管理者を配置している場合に、当該管理者の氏名を記載してください。
- 4 「医療機関コード等」欄は、医療機関コード、訪問看護ステーション等コード又は薬局コードを記載してください。複数のコードを有する場合には、そのすべてを記載してください。
- 5 「施設又は実施する事業の種類」欄は、今回指定申請する施設又は事業を記載してください。
- 6 「既に指定を受けている事業又は施設」欄は、すでに本法による指定を受けている事業又は施設の種類及び当該指定又は開設許可を受けた年月日を記載してください。なお、介護保険法施行法等の規定に基づき指定があったとみなされたものについては「12.4.1」と記載し、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則の規定に基づき指定があったとみなされたものについては「18.4.1」と記載してください。
- 7 「介護保険法の指定を受けている事業又は施設」欄は、介護保険法の指定又は開設許可を受けた年月日及び介護保険事業者番号を記載してください。申請中の場合は、「指定等年月日」欄に「申請中」と記載してください。なお、介護保険法施行法等の規定に基づき指定があったとみなされたものについては「12.4.1」と記載し、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則の規定に基づき指定があったとみなされたものについては「18.4.1」と記載してください。
- 8 「職員配置の状況」欄は、職種別に、申請時の実人員の数を記載してください。
- 9 「利用定員等」欄は、入院、入所（利用）定員を定めている場合に、申請時における数を記載してください。
- 10 「サービス費用基準額以外に必要な利用料の額」欄は、介護保険給付の対象となるサービス費用基準額以外に必要な利用料の額を記載してください。なお、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料とそれ以外を区別して記載してください。
- 11 申請者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

(指定介護機関指定申請書 別紙)

実施する事業等の種類	職種	職員配置の状況				利用定員等	サービス費用基準額以外に必要な利用料の額	
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
居 宅 介 護 ・ 介 護 予 防	訪問介護	訪問介護員等				—		
	訪問入浴介護	看護職員 介護職員				—		
	訪問看護	看護職員 理学・作業療法士				—		
	訪問リハビリテーション	理学・作業療法士						
	居宅療養管理指導	医師					—	
		歯科医師						
		薬剤師						
		歯科衛生士 管理栄養士						
	通所介護 (認知症対応型通所介護)	生活相談員						
		看護職員						
		介護職員						
		機能訓練指導員						
	通所リハビリテーション	医師						
		理学・作業療法士						
		言語聴覚士						
		看護職員						
		介護職員						
		支援相談員						
	短期入所生活介護	医師						
		生活相談員						
		看護職員						
		介護職員						
		栄養士						
機能訓練指導員 その他								
短期入所療養介護	医師							
	薬剤師							
	看護職員							
	介護職員							
	支援相談員							
	作業療法士							
	理学療法士 栄養士 精神保健福祉士等							
認知症対応型共同生活介護	介護従業者 作成担当者							
特定施設入居者生活介護	生活相談員							
	看護職員							
	介護職員							
	機能訓練指導員 作成担当者							
福祉用具貸与	専門相談員				—			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	オペレーター							
	訪問介護員等 看護職員							
夜間対応型訪問介護	オペレーター 訪問介護員等							
地域密着型通所介護	生活相談員							
	看護職員							
	介護職員 機能訓練指導員							
小規模多機能型居宅介護	介護支援専門員 介護従事者							
看護小規模多機能型居宅介護	介護職員							
	看護職員							
	介護支援専門員							
特定福祉用具販売					—			
居宅介護・介護予防支援	介護支援専門員							
介護予防・生活支援 総合事業()								
施 設 介 護	介護老人福祉施設	全職種						
	介護老人保健施設	医師						
		薬剤師						
		看護職員						
		介護職員						
		理学療法士						
		作業療法士						
		栄養士						
		支援相談員 介護支援専門員等						
	介護療養型医療施設	医師						
		薬剤師						
		栄養士						
		看護職員						
		介護職員						
		理学療法士						
作業療法士 精神保健福祉士 介護支援専門員等								

介護保険法の規定による指定又は開設許可

を受けようとする介護事業者の方へ

生活保護法第54条の2第2項の規定により、介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされた場合には、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされることとなりますが、当該指定を不要とする旨の申出があった場合には、この限りではありません。

については、介護保険法の指定又は開設許可申請の際には、生活保護の指定を不要とするか否かを確認するため、別紙1「指定介護機関（生活保護法）のみなし指定に係る確認書」を提出してください。

また、生活保護法の指定介護機関として指定が不要な場合（※）には、生活保護法第54条の2第2項ただし書の規定に基づき、別紙2の申出書を、指令書受領後10日以内に、下記まで提出する必要があります。

【申出書提出先】

〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

大分県福祉保健部地域福祉推進室保護班

電話 097-506-2619

※ 生活保護法の指定を不要とした場合には、生活保護を受けている方に対する介護サービスを行うことができなくなりますので、十分ご注意ください。

○ 事業所が大分市に所在する場合は、大分市に問い合わせてください。

別紙1（指定申請時等提出用）

指定介護機関（生活保護法）のみなし指定に係る確認書

介護保険の指定（許可）を受けた時は、

生活保護法の指定介護機関として

1 指定を受けます	2 指定を不要とします
-----------	-------------

※1 該当する番号に○をしてください。

※2 「2 指定を不要とします」に○をした場合は、指令書受領後10日以内に、別紙2「申出書」を大分県福祉保健部地域福祉推進室保護班まで提出してください。

平成 年 月 日

申請（開設）者 （名称及び代表者氏名）	
申請（開設）者所在地	（〒 — ）
事業所名称	
事業所所在地	（〒 — ）
サービス種類	
事業開始予定又は指定（許可）年月日	
担当者名及び連絡先 （TEL/FAX 番号）	
※介護保険事業所番号	

「※介護保険事業所番号」欄は、記入不要です。

入力

別紙 2 (地域福祉推進室提出用)

申 出 書

生活保護法第 5 4 条の 2 第 2 項ただし書の規定に基づき、生活保護法第 5 4 条の 2 第 2 項に係る指定介護機関としての指定を不要とする旨を申し出ます。

1 介護機関の名称、所在地及び介護保険事業所番号

名 称 _____
所 在 地 _____
事業所番号 _____

2 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所

◎ 開設者の氏名及び住所

※ 開設者が法人の場合には、法人名・代表者名及び主たる事務所の所在地を記載

名 称 _____
住 所 _____

◎ 管理者の氏名及び住所

名 称 _____
住 所 _____

3 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類

※ 指定を不要とする事業の種類

事業の種類 _____

平成 年 月 日

大分県知事 殿

住 所

申出者 (開設者)

氏 名

印

指定施術機関 様式集

生活保護法指定 助産機関・施術機関 指定申請書

氏 名	(フリガナ)	
生 年 月 日	年 月 日	
住 所	〒 —	TEL: — —
開設者・従事者の別	開設者 ・ 従事者	
開設している（勤務している）助産所又は施術所の名称	名 称	(フリガナ)
開設している（勤務している）助産所又は施術所の所在地及び連絡先	所 在 地	〒 — TEL: — —
業 務 の 種 類	助産 ・ あん摩マッサージ指圧 ・ はり ・ きゅう ・ 柔道整復	

上記のとおり申請します。

平成 年 月 日

大分県知事 殿

〒 —

住所: _____

申請者

氏名: _____ 印

注意事項

- 1 この申請書類は、以下の福祉事務所に提出してください。
 - ①開設者の場合…開設する施術所の所在地を管轄する福祉事務所に提出
 - ②従事者の場合…従事者の住所を管轄する福祉事務所に提出
- 2 免許証の写しを添付してください。
- 3 貴機関が指定された場合には、県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

記載要領

- 1 「氏名」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の氏名を記載してください。
- 2 「生年月日」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の生年月日を記載してください。
- 3 「住所」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の住所を記載してください。
- 4 「開設者・従事者の別」について、開設者は個人・法人の別を問いません。（法人の場合は、代表者）。開設者以外の者（施術所の従事者：雇用されている者）は、従事者に○を付けてください。
- 5 「業務の種類」は、該当する者を○で囲んでください。

生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。）に該当しない旨の誓約書

大 分 県 知 事 殿

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。

住 所 _____

氏名又は名称 _____ ㊟

（誓約項目）

生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。）の規定関係

1 第 2 項第 2 号関係

指定を受けようとする助産師又は施術者（以下「申請者」という。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。

2 第 2 項第 3 号関係

申請者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）
- 3 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）
- 4 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）
- 5 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）
- 6 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）
- 7 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）
- 8 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- 9 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）
- 11 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
- 13 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）
- 14 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- 15 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）
- 16 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）
- 18 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）
- 19 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- 20 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）
- 21 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）
- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）

- 26 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
- 28 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 4 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）
- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）
- 30 公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）

3 第 2 項第 4 号関係

申請者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であること。

4 第 2 項第 5 号関係

申請者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

5 第 2 項第 6 号関係

申請者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に、検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

6 第 2 項第 8 号関係

申請者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の助産又は施術に関し不正又は著しく不当な行為をした者であること。

(記入上の注意)

- ①誓約書上部の「住所」と「氏名又は名称」の欄には、申請書の申請者と同じ内容を記載してください。
- ②誓約者（申請者）が法人の場合には、法人名称と代表者氏名を記載し、代表者印を押印してください。

共通様式集（医療・介護・施術）

生活保護法指定
中国残留法人等支援法指定

医療機関
介護機関
助産師
施術者

の指定について、以下のとおり

指定日を遡及して指定されるよう、お願いします。

指定希望日	年 月 日
指定を遡る理由	<p><input type="checkbox"/> 指定機関の開設者が変更になり、同日付で新旧指定機関を廃止、開設して患者や利用者が引き続き診療・サービス等を受けている。</p> <p><input type="checkbox"/> 指定機関が付近に移転し、同日付で新旧指定機関を廃止、開設して患者や利用者が引き続き診療・サービス等を受けている。</p> <p><input type="checkbox"/> 指定機関の開設者が組織変更をした場合（個人から法人への変更など）で、患者等が引き続き診療等を受けている。</p> <p><input type="checkbox"/> その他、指定日を遡及するやむを得ない事情がある場合。</p> <p style="text-align: center;">（</p>

平成 年 月 日

大分県知事 殿

住 所
開設者
氏 名

㊞

生活保護法指定
中国残留法人等支援法指定

※ 医療機関
介護機関
助産師
施術者

※ 名称
所在地
その他

変更届書

生活保護法第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項及び第 55 条において準用する場合を含む。）の規定（中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国して中国残留邦人等及び特定配偶者自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に基づき、次のとおり変更しましたので届け出ます。

指 定 医 療 機 関 等	番 号	
	名 称 （ 氏 名 ）	
	所 在 地 （ 住 所 ）	〒 —
変 更 の 内 容		
変 更 事 項	旧	
	新	
変 更 年 月 日		年 月 日
委 託 患 者 等 の 措 置 状 況		

平成 年 月 日

大分県知事 殿

住 所

届出者

氏 名



注意事項

1. この書類は、県知事あてに所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
2. この書類は、医療機関等の名称や所在地（軽微な変更に限る）に変更があった場合などに提出してください。

記載要領

1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーションごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、開設者であれば助産所又は施術所について、従事者であれば指定を受けた者について記載してください。
2. 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設事業所ごとに記載してください。
3. ※印のところは、該当する部分に○を付けてください。
4. 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
5. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法や健康保険法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「（診療所）」のように記載してください。
6. 「委託患者等の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
7. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

生活保護法指定
中国残留法人等支援法指定

※ 医療機関
介護機関
助産師
施術者

※ 休止
廃止

届書

生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。）の規定（中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国して中国残留邦人等及び特定配偶者自立の支援に関する法律第14条第4項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に基づき、次のとおり※休止・廃止しましたので届け出ます。

指 定 医 療 機 関 等	番 号	
	名 称（氏名）	
	所在地（住所）	〒 —
※ 休 止 ・ 廃 止 年 月 日		平成 年 月 日
※ 休 止 ・ 廃 止 の 理 由		
委 託 患 者 等 の 措 置 状 況		
再開の見通し (休止の場合)		

平成 年 月 日

大分県知事 殿

住 所
届出者
氏 名

㊟

注意事項

1. この書類は、県知事あてに所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
2. この書類は、医療機関等が休止され、又は廃止された場合に速やかに提出してください。
3. 休止の場合には、再開後速やかに再開届書を提出してください。

記載要領

1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーションごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
2. 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設事業所ごとに記載してください。
3. ※印のところは、不要なものを一で消してください。
4. 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
5. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「（診療所）」のように記載してください。
6. 「委託患者等の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
7. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

生活保護法指定
中国残留法人等支援法指定

※ 医療機関
介護機関
助産師
施術者

再開届書

生活保護法第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項及び第 55 条において準用する場合を含む。）の規定（中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国して中国残留邦人等及び特定配偶者自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に基づき、次のとおり再開しましたので届け出ます。

指 定 医 療 機 関 等	番 号	
	名 称 （ 氏 名 ）	
	所 在 地 （ 住 所 ）	〒 —
休 止 年 月 日	平成 年 月 日	
再 開 年 月 日	平成 年 月 日	
再 開 の 理 由		

平成 年 月 日

大分県知事 殿

住 所

届出者

氏 名

㊟

注意事項

1. この書類は、県知事あてに所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
2. この書類は、医療機関等再開後速やかに提出してください。

記載要領

1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーションごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、開設者であれば助産所又は施術所について、従事者であれば指定を受けた者について記載してください。
2. 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設事業所ごとに記載してください。
3. ※印のところは、該当する部分に○を付けてください。
4. 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
5. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法や健康保険法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「（診療所）」のように記載してください。
6. 「委託患者等の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
7. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

生活保護法指定
中国残留法人等支援法指定

※ 医療機関
介護機関
助産師
施術者

指定辞退届書

生活保護法第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項及び第 55 条において準用する場合を含む。）の規定（中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国して中国残留邦人等及び特定配偶者自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に基づき、次のとおり指定を辞退します。

指 定 医 療 機 関 等	番 号	
	名 称 （ 氏 名 ）	
	所 在 地 （ 住 所 ）	〒 —
辞 退 年 月 日		平成 年 月 日
委 託 患 者 等 の 措 置 状 況		

平成 年 月 日

大分県知事 殿

住 所

届出者

氏 名

㊟

注意事項

1. この書類は、県知事あてに所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
2. この書類は、指定を辞退しようとする日の30日前までに提出してください。

記載要領

1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーションごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、開設者であれば助産所又は施術所について、従事者であれば指定を受けた者について記載してください。
2. 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設事業所ごとに記載してください。
3. ※印のところは、該当する部分に○を付けてください。
4. 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
5. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法や健康保険法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「（診療所）」のように記載してください。
6. 「委託患者等の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
7. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

生活保護法指定
中国残留法人等支援法指定

※

医療機関
介護機関
助産師
施術者

処分届書

次のとおり届け出ます。

指 定 医 療 機 関 等	番 号	
	名 称 (氏名)	
	所 在 地 (住所)	〒 ー
処分の種類及びその年月日		

平成 年 月 日

大分県知事 殿

住 所
届出者
氏 名

㊞

注意事項

1. この書類は、県知事あてに所在地を管轄する を経由して提出してください。
2. この書類は、指定医療機関、指定介護機関又は指定を受けた助産師若しくは施術者が、次に掲げる処分を受けた場合速やかに提出してください。
 - ② 健康保険法第95条
 - ③ 薬事法第72条第4項 若しくは第75条第1項
 - ④ 医師法 第7条第1項 若しくは第2項

記載要領

1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーションごとに記載してください。
医師又は歯科医師が届け出る場合には、本人について記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、本人又はその開設する助産所若しくは施術所について記載してください。
2. 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
3. ※印のところは、不要なものを一で消してください。
4. 指定医療機関の「番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
5. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「（診療所）」のように記載してください。
6. 「処分の種類及びその年月日」は生活保護法施行規則第14条に規定する処分及びその処分を受けた年月日を記載してください。
7. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在置を記載し、代表者印を押印してください。